

羽曳野市地域防災計画 資料編

平成 19 年

羽曳野市防災会議

目次

資料編

資料 1	羽曳野市防災会議条例	1
資料 2	羽曳野市災害対策本部条例	3
資料 3	大阪府中ブロック消防相互応援協定	4
資料 4	阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	7
資料 5	阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定	10
資料 6	災害相互応援協定	13
資料 7	三市災害相互応援協定	16
資料 8	電子計算組織に係るデータのバックアップテープの相互保管に関する協定	18
資料 9	羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱	20
資料 10	羽曳野市災害緊急本部設置要綱	25
資料 11	羽曳野市防災会議委員一覧表	31
資料 12	大阪府災害救助法施行細則	32
資料 13	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済書	38
資料 14	緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章	40
資料 15	災害基本対策法による通行止め標識	43
資料 16	市内の地域緊急交通路	44
資料 17	被害状況の調査及び報告	46
資料 18	被害状況等報告様式	48
資料 19	地すべり・急傾斜地災害報告様式	53
資料 20	知事への依頼書様式	55
資料 21	救助実施記録日計表	56
資料 22	羽曳野市水防資機材の備蓄物資一覧表	57
資料 23	消防職員配置状況	58
資料 24	消防団員数及び消防資機材の現況	59
資料 25	消防車両の現況	60
資料 26	消防用資機材の配備状況	61
資料 27	り災証明書	63
資料 28	防災行政無線関係資料	64
資料 29	防災行政無線呼出番号	65
資料 30	大阪府防災行政無線通信系統図	68
資料 31	市内医療機関一覧	69

資料 32	羽曳野市歯科医師会名簿 -----	72
資料 33	危険物施設 -----	74
資料 34	市内の主な公共施設等 -----	83
資料 35	市保有車両の状況 -----	87
資料 36	気象庁震度階級関連開設表 -----	94
資料 37	一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領 -----	97
資料 38	台風の基礎知識及び月別台風進路傾向図 -----	108
資料 39	羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱 -----	110
資料 39-1	羽曳野市上下水道震災対策本部行動計画書 -----	113
資料 39-2	給水担当。送受水担当、配水・復旧担当の資料 -----	123
資料 39-3	調査班行動マニュアル -----	128

資料編

資料 1 羽曳野市防災会議条例

制 定 昭 39. 7 .27 条例 281

最近改正 平 12. 3 .15 条例 8

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、羽曳野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 羽曳野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は 26 人以内とし、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
- (2) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者 2 人以内
- (3) 市長がその部門の職員のうちから指名する者 10 人以内
- (4) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 3 人以内
- (5) 教育長
- (6) 柏原・羽曳野・藤井寺消防組合消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5 人以内

6 前項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の

職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則(昭39.7.27 条例281)

この条例は、公布の日から施行する。(昭39.7.27 施行)

附 則(昭39.11.27 条例293)

この条例は、公布の日から施行する。(昭39.11.27 施行)

附 則(平12.3.15 条例8)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料2 羽曳野市災害対策本部条例

制 定 昭 39. 7 .27 条例 282

最近改正 平 8 . 3 .11 条例 4

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、羽曳野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則（昭 39. 7 .27 条例 282）

この条例は、公布の日から施行する。（昭 39. 7 .27 施行）

附 則（昭 57. 3 .18 条例 4）

この条例は、公布の日から施行する。（昭 57. 3 .18 施行）

附 則（平 8 . 3 .11 条例 4）抄

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。（平 8 . 3 .11 施行）

資料3 大阪府中ブロック消防相互応援協定

大阪府中ブロック消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合との間における消防の相互応援協定について、次のように協定する。

なお、本協定書は11通を作成し、それぞれ関係市町村長、管理者において各1通を保管する。

平成17年2月1日

富田林市長
河内長野市長
松原市長
柏原市長
羽曳野市長
藤井寺市長
大阪狭山市長
河南町長
太子町長
千早赤阪村長
柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者

大阪府中ブロック消防相互応援協定

第1条 この協定は、中ブロック区域内（中ブロック区域内とは富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町及び千早赤阪村の区域をいう。以下「ブロック区域内」という。）において当該市町村又は柏原羽曳野藤井寺消防組合単独で処理できないような火災及びその他の災害が発生した場合、この協定加盟市町村消防機関に対し応援を求め災害を最小限度に止め消防業務の円滑をはかることを目的とする。

第2条 ブロック区域内の消防機関の消防長及び消防団長は火災その他の災害（以下「災害」という。）防ぎよのため、業務に重大な支障のない限り、次の区分により、相互に消防、救急、救助その他消防防災活動を行う隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

（1） ブロック区域内の消防機関が区域内の火災の規模が拡大するおそれがある場合、当該消防長又は消防団長が応援要請を行ったときは他の消防長及び消防団長はその他区域に対して応援隊を派遣する。

（2） 各消防機関の各々の管轄区域の境界線付近に火災の発生を認知したときは、各市町村の消防長及び消防団長はそれぞれ当該区域に対して所属消防隊を派遣する。

第3条 前条の場合において、受援地における応援隊の指揮は受援地の消防長又は消防団長が応援隊の長に対して行う。

第4条 第2条による応援に要した経費の負担等については、別に定めがあるもののほか、次の区分によるものとする。

（1） 消防機器の破損の修理、機関の燃料、隊員の諸手当、被服費等についての諸経費は、応援側の負担とする。

（2） 要請地の現場到着又は帰着までの途中で、交通事故による隊員若しくは住民に対する死傷に伴う諸経費は、応援側の負担とする。ただし、受援側はその解決に協力するものとする。

（3） 消防作業従事中の隊員の公務災害補償並びに賞じゅつ金についての関係事務については、応援側がこれを行うものとする。

（4） 消防作業中に発生した、建築物、工作物、農作物又は土地に対する補償等については、受援側が解決するものとする。

（5） 前各号以外の諸経費については、その都度関係市町村及び消防組合が協議の上決定するものとする。

第5条 区域内の消防長又は消防団長は、火災防ぎよ以外の消防業務（消防施設の利用等）についても、相互に応援を要請することができる。

2 前項の応援要請があったときは、互いに消防業務の執行に支障がない限り要請に応ずるものとする。この場合における所要経費等の負担は、前条の規定を準用する。

第6条 この規定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度関係市町村及び消防組合において協議の上決定するものとし、その他必要な事項については、関係する消防機関の長の間において覚書を作成するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年2月1日から実施する。

(協定書の廃止)

2 大阪府中ブロック消防相互応援協定(平成12年4月1日締結)は廃止する。

3 協定第2条中「その他の災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項の災害で、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、爆発、放射性物質の大量の放出等大規模な災害をいい、「業務に重大な支障」とは、応援側において消防活動を要する事態発生中又は、そのおそれのある場合をいう。

4 協定第2条第2号中「境界線付近」とは火災を覚知した消防機関がいずれの区域内か判別し難い場合をいう。

5 協定第4条第1号中「消防機器の破損の修理」とは、破損した消防機器が自動車損害保険の対象となっている場合をいい、保険の対象とならない車両又は機器の破損で修理費が3万円以上を要する場合については、同条第5号による。

6 協定第4条第1号中「被服等についての諸経費」とあるうち、消火に用いた薬剤等については、同条第5号を適用する。

7 協定第4条第3号の職員の公務災害については、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償責任共済基金及び財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会への請求手続事務並びに支払事務を行うものであって、特別見舞金等については、同条第5号による。

資料4 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

協 定 書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合及び香芝・広陵消防組合との間における消防の相互応援について次のように協定する。

なお、この協定書は20通を作成し、それぞれの関係市町村長、管理者において各1通を保管する。

平成16年10月1日

協定者

大 阪 府

八尾市長

河内長野市長

柏原市長

羽曳野市長

東大阪市長

富田林市長

太子町長

河南町長

千早赤阪村長

柏原羽曳野消防組合管理者

奈 良 県

五條市長

御所市長

香芝市長

葛城市長

平群町長

三郷町長

王寺町長

西和消防組合管理者

中和広域消防組合管理者

香芝・広陵消防組合管理者

阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

（目的）

第1条 大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合及び香芝・広陵消防組合（以下「協定市町村等」という。）との林野火災に係る消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

（応援）

第2条 協定市町村等は、境界を接する林野火災の防ぎよのため、次に掲げる方法により応援隊を派遣する。ただし、富田林市の非常備消防及び同市域に係るものを除く。

- （1） 消防機関が把握した情報により火災の発生を認知し、又は火災を発見した場合は、一隊を派遣するものとする。
- （2） 要請があった場合は、特別の事由がない限り、その要請隊数を派遣するものとする。
- （3） 前2号の規定による出動の後、応援隊の派遣がなお必要と認められる場合は、受援側の消防機関の長と応援側の消防機関の長と協議のうえ応援隊数を決定し、当該隊数を派遣するものとする。

（指揮）

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

- （1） 受援側の消防機関の長が指揮するものとする。
- （2） 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、第1項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

（経費負担）

第4条 応援に要した経費は、次によって負担する。

（1） 応援側において負担するもの

- ア 応援隊員の災害補償費及び消防賞じゅつ金
- イ 応援隊員の応援出動から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費
- ウ 人件費、被服費及び雑費
- エ 車両の燃料費
- オ 消防機械器具の修理が5万円以内のもの

（2） 受援側において負担するもの

- ア 消火に要した薬剤等の実費
- イ 前号オに定める破損の程度を越える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因

が応援隊の重大な過失によるものを除く。

ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費

エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費

2 前各号以外の経費の負担区分については、協定市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

(この協定に定めない事項等)

第5条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等において協議のうえ、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成16年10月1日から実施する。

2 阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定(平成12年締結)は廃止する。

資料5 阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定

協 定 書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条に基づき大阪府柏原市、羽曳野市、富田林市、太子町及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県香芝市、葛城市及び香芝・広陵消防組合との間における消防の相互応援について次のように協定する。

なお、この協定書は8通を作成し、それぞれの関係市町長、管理者において各1通を保管する。

平成16年11月1日

協 定 者

大 阪 府
柏 原 市 長
羽 曳 野 市 長
富 田 林 市 長
太 子 町 長
柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者
奈 良 県
香 芝 市 長
葛 城 市 長
香芝・広陵消防組合管理者

阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定

（目的）

第1条 大阪府柏原市、羽曳野市、富田林市、太子町及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県香芝市、葛城市及び香芝・広陵消防組合（以下「協定市町等」という。）との林野火災にかかる消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

（応援）

第2条 協定市町等は、境界を接する林野火災の防御のため、次に掲げる方法により応援隊を派遣する。ただし、富田林市の非常備消防及び同市域にかかるものを除く。

- （1）消防機関が、把握した情報により火災の発生を認知し、又は火災を発見した場合は一隊を派遣するものとする。
- （2）要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請隊数を派遣するものとする。
- （3）前2号の規定による出動の後、応援隊の派遣がなお必要と認められる場合は、受援側の消防機関の長と派遣側の消防機関の長と協議のうえ応援隊数を決定し、当該隊数を派遣するものとする。

（指揮）

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

- （1）受援側の消防機関の長が指揮するものとする。
- （2）指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、第1項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

（経費負担）

第4条 応援に要した経費は、次によって負担する。

- （1）応援側において負担するもの

ア 応援隊員災害補償費並びに消防賞じゅつ金

イ 応援隊員の応援出動から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 車両の燃料費

オ 消防機械器具の修理が5万円以内のもの

- （2）受援側において負担するもの

- ア 消火に要した薬剤等の実費
 - イ 前号オに定める破損の程度を越える消防機械器具の修理費
ただし、破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。
 - ウ 建築物、工作物は土地等に対する補償費
 - エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費
- 2 前各号以外の経費の負担区分については、関係市町等が協議のうえ決定するものとする。

（この協定に定めのない事項等）

第5条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、関係市町等において協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成16年11月1日から施行し、平成16年10月1日から適用する
- 2 阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定書（平成12年締結）は廃止する

資料6 災害相互応援協定

災 害 相 互 応 援 協 定

中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

記

（広域的協定）

第1条 相互応援協定締結市町村（以下締結市町村という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

（応援要請等）

第2条 締結市町村長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の締結市町村が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成し、活動することができる。

（人的応援）

第3条 前条第1項の応援要請は、受援側の市町村長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出勤を求める人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市町村長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 災害援助及び防ぎよのため、救援物資及び機械器具、化学消火薬剤等を必要とする場合において、締結市町村長は、救援物資及び機械器具の種別・数、薬剤種別・容量等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地まで搬送するものとする。

3 応援要請がない場合においても、応援側において、当該必要物資等を把握のうえ、被災地まで搬送するものとする。

（指揮）

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の市町村長（又は災害対策本部長等）が指揮する。
 - (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。
- 2 応援要請がなく出動した場合は、初動体制が整備されるまでの間、応援側の責任において指揮することができる。

（経費分担）

第 6 条 災害援助及び防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

機械器具破損の修理、自動車等の燃料、職員の出動手当て及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

- 2 第 1 項以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

（協定なき事項）

第 7 条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村双方協議のうえ、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成 1 7 年 2 月 1 日から実施する。
- 2 災害相互応援協定書（平成 7 年 8 月 2 8 日協定）は廃止する。

上記協定締結の証として本協定書 1 2 通を作成し、締結市町村長記名押印のうえ、おのの 1 通を保管する。

平成 1 7 年 2 月 1 日

八尾市長

富田林市長

河内長野市長

松原市長

柏原市長

羽曳野市長

藤井寺市長

東大阪市長

大阪狭山市長

太子町長

河南町長

千早赤阪村長

資料 7 三市災害相互応援協定

（目的）

第 1 条 大阪府羽曳野市、和歌山県田辺市、奈良県橿原市（以下「協定市」という。）において地震等大規模災害にかかる災害相互応援については、この協定の定めるところによる。

（応援）

第 2 条 協定市は、応援の要請があったときは、その要請市に対して応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、応援側の協定市が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成することができる。

3 第 2 条第 1 項の応援要請は、受援側の市長又は災害対策本部長等が、災害の状況、出動を求める人員並びに職種等を明示し、応援側の市長に対して行うものとする。

4 災害援助及び防ぎよのため、救援物資及び機械器具等を必要とする場合において、協定市は救援物資及び機械器具の種別、数等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

5 前項の要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地まで搬送するものとする。

6 応援要請がない場合においても、応援側において当該必要物資等を把握のうえ、被災地まで搬送するものとする。

（指揮）

第 3 条 応援側の協定市長が指揮するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

3 現地に応援隊が到着した場合、受援側の指揮者が到着するまでの間、応援隊の長が指揮するものとする。

（経費分担）

第 4 条 災害援助及び防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次によって負担する。

（ 1 ）応援側の負担するもの。

ア 応援隊員の災害補償及び公務災害補償に要する経費

イ 人件費、被服費及び雑費

ウ 機械器具の破損の修理費及び燃料費

（ 2 ）受援側の負担するもの。

ア 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費

イ 建築物、工作物又は土地に対する補償

2 前項各号以外の経費の負担区分については、その都度協定市で協議のうえ決定するものとする。

(協定なき事項)

第 5 条 この協定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市で協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第 6 条 この協定の有効期間は、平成 1 7 年 1 1 月 1 5 日から 1 ヲ年とする。

2 前項の期間満了の 1 か月前までに協定締結した 3 市のいずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

上記協定締結の証として本協定書 3 通を作成し、協定締結市長記名押印のうえおのおの 1 通を保有する。

平成 1 7 年 1 1 月 1 5 日

羽 曳 野 市 長

田 辺 市 長

檀 原 市 長

資料 8 電子計算組織に係るデータのバックアップテープの相互保管に関する協定

田辺市（以下「甲」という。）と羽曳野市（以下「乙」という。）は、電子計算組織に係るデータのバックアップテープ（以下「テープ」という。）の相互保管に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 テープを相互保管することにより、災害時等における甲及び乙の電子計算組織に係るデータの保護を図ることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 協定の期間は平成 7 年 5 月 1 日から平成 8 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、協定期間の終了に際し甲乙いずれも異存のないときは、新たに協定を締結することなくさらに 1 年間同一条件で延長するものとし、以後同様とする。

（保管）

第 3 条 甲は乙に、乙は甲にそれぞれ別紙申し合わせ事項により調製した互いのテープを寄託する。

2 甲乙互い受託したテープは、それぞれ別紙申し合わせ事項の保管方法により善良なる管理者としての責任の下にこれを保管する。

（受け渡し）

第 4 条 テープは、甲乙互いに相手方に送付するものとし、その送付に当たっては、別紙申し合わせ事項の送付方法により、安全かつ確実に届くよう甲乙互いに万全の配慮を行う。

（費用）

第 5 条 テープ保管に係る費用は、甲乙互いに無償とし、テープ送付及び返送に係る費用は、甲乙互いの負担とする。

（秘密の保持）

第 6 条 甲及び乙は、互いに受託したテープの取扱いには、最大の注意を払うものとし、その内容の漏洩又はこれに類する行為を行ってはならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく業務の遂行により知り得た互いの情報を第三者に漏らしてはならない。本協定の終了又は解約後においても同様とする。

（報告）

第 7 条 甲及び乙は、互いに受託したテープに事故あるとき又は機密の漏洩等の事態が発生した可能性が認められるときは、直ちに必要な措置を取るとともに、相手方にその旨を報告し、双方協議のうえその処理に当たるものとする。

（協定の解除）

第8条 甲又は乙、あるいは双方において、本協定の継続に関し不都合な事態が生じたときは、甲乙双方協議のうえ、協定を解除することができる。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の履行について生じた疑義は、甲乙双方協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成7年5月1日

(甲)和歌山県田辺市新屋敷1番地
田辺市長

(乙)大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市長

申し合わせ事項

バックアップ処理

- ・月1回、共通の日を特定せず各自都合のよい日に行う。
- ・内容は各自で決める。
- ・C T (カートリッジテープ)を使用する。

送付方法

- ・郵送(書留)又は当該データ所管課に属する職員が直接搬送するものとする。
- ・C T用トランクを使用する。
- ・トランクは各自2個用意し、新しいトランクが到着した時点で前回のトランクを返送する。

保管方法

- ・トランクに入れた状態で施錠をし、保管する。
- ・耐火金庫等防災、防犯を考慮した場所に保管する。
- ・互いのトランクの鍵を保有し、トランクとは別の場所に保管する(鍵は通常使用することはない)。

資料 9 羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱

羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱

平成 19 年 4 月 1 日 制定

(設置)

- 1 初期の災害(風水害、地震等をいう。以下同じ。)を未然に防止するために羽曳野市警戒配備仮本部(以下「仮本部」という。)を、中規模の災害発生時の被害を最小限にとどめることを目的に羽曳野市警戒配備本部(以下「警戒本部」という。)を、それぞれ設置する。

(活動内容)

- 2 仮本部及び警戒本部においては、それぞれ次に掲げる活動を行う。
 - (1) 仮本部 災害の初期の警戒及び応急作業の出動
 - (2) 警戒本部 中規模の災害が発生し、又は発生するおそれのあるときに対する警戒または応急対策の実施

(仮本部の設置)

- 3 仮本部(A号配備)は次に掲げる要領で設置する。

(1) 配備基準

大阪府南河内地域に大雨警報又は暴風警報が発令されたとき。

市域において震度4を観測したとき。

市域において震度3以下を観測し、災害発生の報告を受けたとき。

災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき、又は小規模の災害が発生したとき。

その他市長が必要と認めたとき。

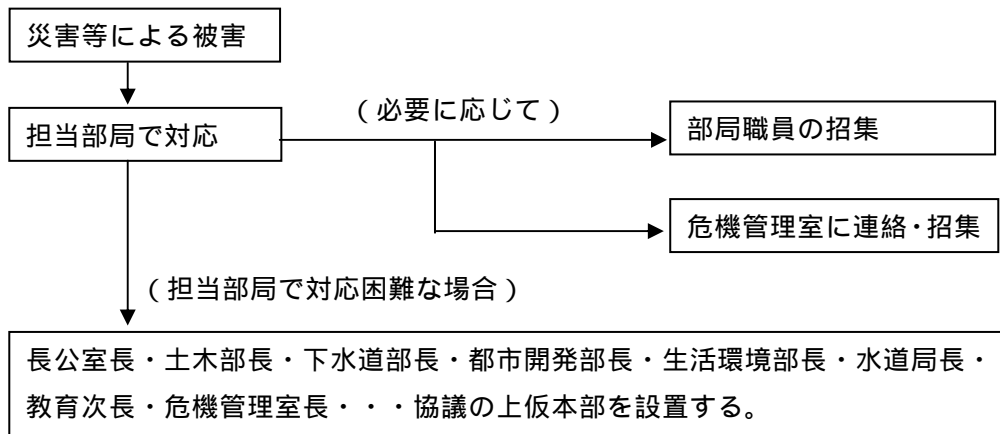
(2) 組織

本部員 市長公室長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、生活環境部長、水道局長、教育次長及び危機管理室長

事務局 危機管理室員

機動班 班長、副班長各1名、班員8名で組織し、8班編成とする。

地区班 班長、副班長、班員各1名で編成し、7地区に配置する。



ただし、仮本部設置基準の . . . の場合は、自動的に仮本部を設置する。

(3) 配備人員

災害の状況に合わせ、機動班又は地区班を出動させ、対応するものとする。

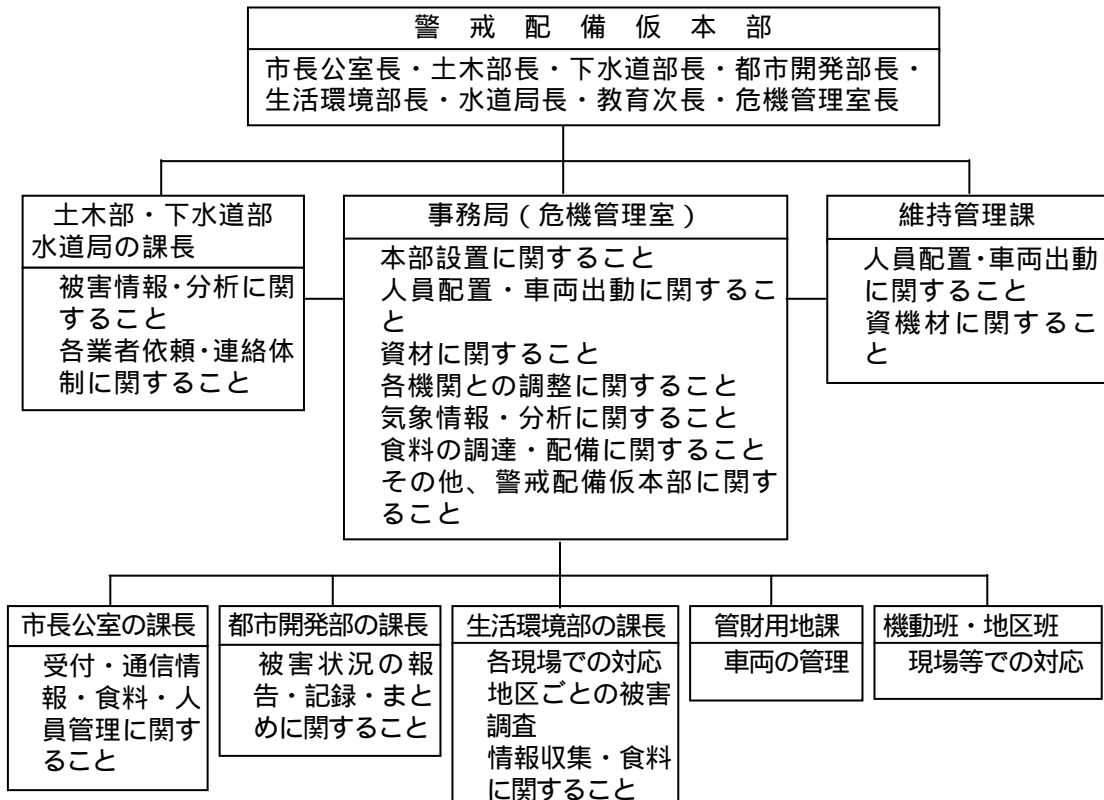
対応で人員が不足する場合は、仮本部が各部局から人員の増強を行うものとする。

各部局の長は、増強に対応できるよう、事前に人員を手配しておかなければならない。

(4) 任務分担

基本的な任務分担について次のとおり定める。

機動班、地区班及び各班の人員については、別に定める。



(5) 解除基準

市長の判断により警戒本部が設置されたとき。

その他市長が解除の判断をしたとき。

(警戒本部の設置)

4 警戒本部(B号配備)は次に掲げる要領で設置する。

(1) 配備基準

中規模の災害が発生しまたは発生するおそれがあり、市長が当該配備を指令するとき。

その他市長が必要と認めたとき。

(2) 組織

本部長 市長

副本部長 副市長、収入役、教育長、水道事業管理者

指揮班長 市長公室長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、生活環境部長、水道局長、教育次長、総務部長、保健福祉部長、危機管理室長

指揮班長(付) 秘書課長、人事課長、政策推進課長、道路課長、みどり公園、維持管理課長、下水道総務課長、下水道建設課長、都市計画課長、建築住宅課長、監察室長、建築指導課長、産業振興課長、環境衛生課長、水道局総務課長、水道局工務課長、教育総務課長、学校教育課長、管財用地課長、こども財産課長、危機管理室職員

警戒配備の指令は、仮本部責任者が気象予報や各機関の情報等を検討し、市長と協議の上発令されるが、この指令は緊急に招集される場合と職場及び自宅待機とする場合がある。

(3) 配備人員

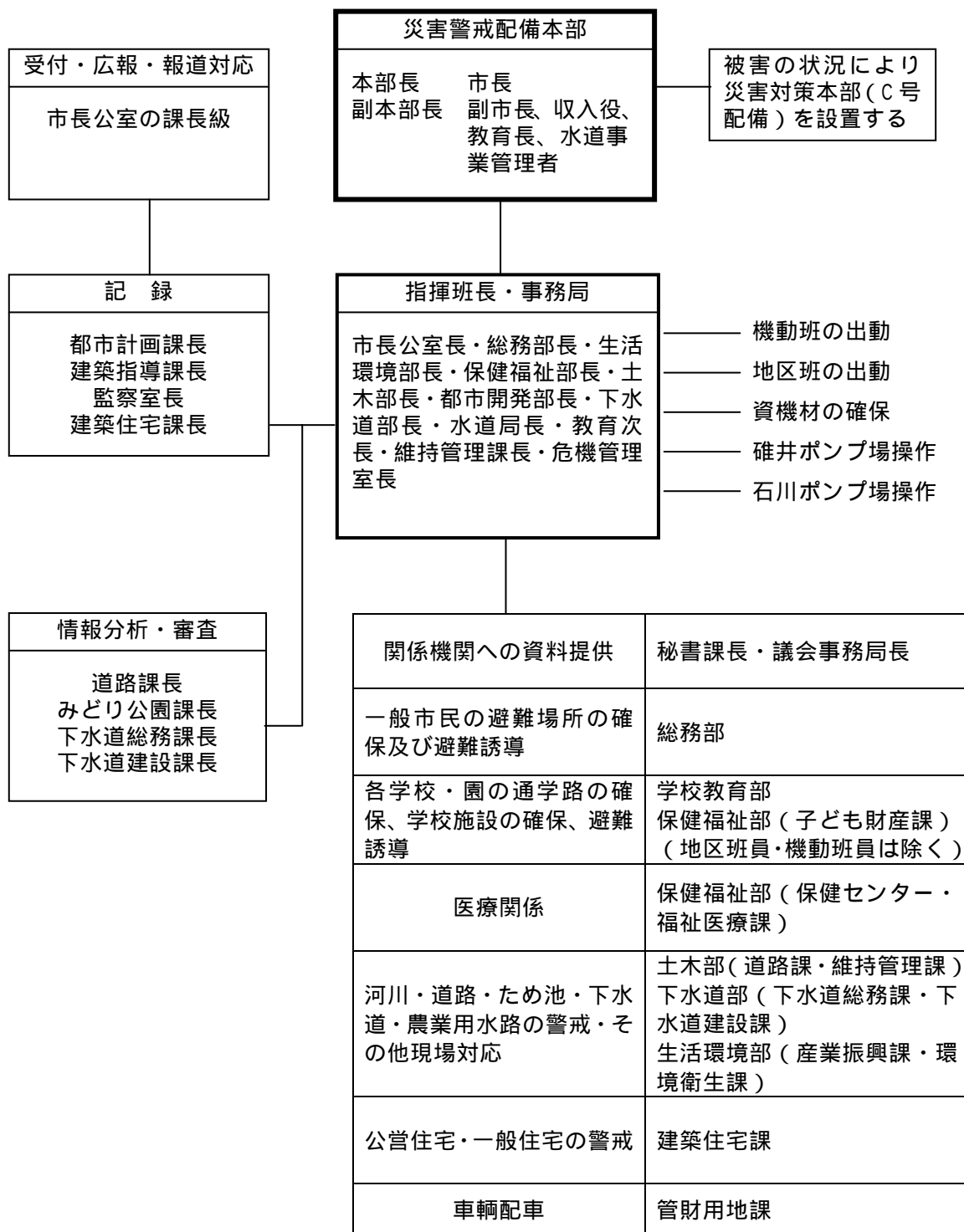
警戒本部の人員については別に定める。

仮本部から警戒本部に移行した場合、すでに災害対応に従事している職員については、そのまま継続して対応する。

対応で人員が不足する場合は、警戒本部が各部局から人員の増強を行うものとする。

各部局の長は、増強に対応できるよう、事前に人員を手配しておかなければならない。

(4) 任務分担



(5) 解除基準

市長の判断により災害対策本部が設置されたとき。

その他市長が解除の判断をしたとき。

(雑則)

5 災害の状況により警戒本部から災害対策本部に移行した場合は、すでに災害対応に従事している職員については、災害対策本部からの命令が無い限りそのまま継続して対応するものとする。

6 この要綱に定めのない事項は、本部長が別に定める。

災害警戒配備仮本部配備人員予定表

市長公室	8 名	都市開発部	1 0 名
総務部	2 3 名	生活環境部	1 0 名
教育委員会	2 名	水道局	1 0 名
保健福祉部	1 0 名	議会事務局	2 名
市民人権部	6 名	危機管理室	(5 名)
土木部	1 1 名	本部員・事務局	1 3 名
下水道部	1 0 名	計	1 2 0 名

災害警戒配備本部配備人員予定表

市長公室	8 名	生活環境部	2 0 名
総務部	2 3 名	水道局	2 0 名
教育委員会	2 名	議会事務局	5 名
保健福祉部	1 0 名	危機管理室	5 名
市民人権部	6 名	本・副本部長	5 名
土木部	1 1 名	指揮班長	3 名
下水道部	2 0 名	指揮班長付	2 1 名
都市開発部	2 5 名	計	1 8 4 名

資料 10 羽曳野市災害緊急本部設置要綱

羽曳野市災害緊急本部設置要綱

平成 8 年 3 月 1 日施行
平成 1 0 年 7 月 1 日改正
平成 1 2 年 7 月 1 日改正
平成 1 4 年 6 月 1 日改正
平成 1 4 年 9 月 1 日改正
平成 1 5 年 6 月 1 日改正
平成 1 6 年 6 月 1 日改正
平成 1 7 年 1 月 1 日改正
平成 1 7 年 7 月 1 日改正
平成 1 8 年 1 月 1 日改正
平成 1 8 年 5 月 1 日改正

羽 曳 野 市

羽曳野市災害緊急本部設置要綱

名 称	羽曳野市災害緊急本部とする
目 的	災害緊急本部は、勤務時間外において災害情報の収集伝達及び、消火・救助活動等を迅速かつ有機的に実施するために災害緊急本部を設置し、初動体制の確立を図る
設置基準	気象台発表により市域において震度５弱以上の地震を観測したとき その他市長が必要と認めたとき
解除基準	市長の判断により災害対策本部が設置されたとき その他市長が解除の判断をしたとき

組織・動員

(１) 組織

緊急本部は次の組織をもって構成する

本部	羽曳野市役所に設置する
災害対策基地	次にかかげる市内９ヶ所に設置する

名称	設置場所	住所
古市第一災害対策基地	市役所１階	誉田４－１－１
古市第二災害対策基地	石川プラザ	古市１５４１－１
高鷲第一災害対策基地	陵南の森総合センター	島泉８－８－１
高鷲第二災害対策基地	羽曳野市支所	南恵我之荘３－１－１
埴生災害対策基地	青少年児童センター	向野３－１－３３
西浦災害対策基地	西浦小学校体育館	西浦１０５０
丹比災害対策基地	丹治はやプラザ	檜山２５１－１
駒ヶ谷災害対策基地	駒ヶ谷小学校体育館	駒ヶ谷３４４－１
羽曳が丘災害対策基地	モモプラザ	羽曳が丘西２－５－１

(２) 動員基準

災害緊急本部配備職員は、気象台発表により市域で震度５弱以上が発生したときは自動的に定められた参集場所に参集するものとする。

災害緊急本部配備職員は、各参集場所に徒歩又は自転車で20分以内に参集できる職員をもってあてる。

(3) 動員計画

本部

部・室名	人数	部・室名	人数
本部	8 名	市民人権部	2 名
市長公室	13 名	保健福祉部	2 名
総務部	7 名	生活環境部	6 名
土木部	13 名	柏羽藤消防本部	2 名
都市開発部	1 名	羽曳野警察署	2 名
下水道部	2 名	自衛隊	2 名
教育委員会	1 名		
水道局	3 名		
本部要員	合計		64 名

災害対策基地

災害対策基地	人数	災害対策基地	人数
古市第一災害対策基地	17 名	西浦災害対策基地	22 名
古市第二災害対策基地	16 名	丹比災害対策基地	12 名
高鷲第一災害対策基地	13 名	駒ヶ谷災害対策基地	15 名
高鷲第二災害対策基地	23 名	羽曳が丘災害対策基地	13 名
埴生災害対策基地	20 名		
災害対策基地要員	合計		151 名

(4) 応急対策の実施

災害緊急本部の本部部門及び各災害対策基地は、情報収集伝達及び消火救助救援活動その他の応急処置を実施するものとする。

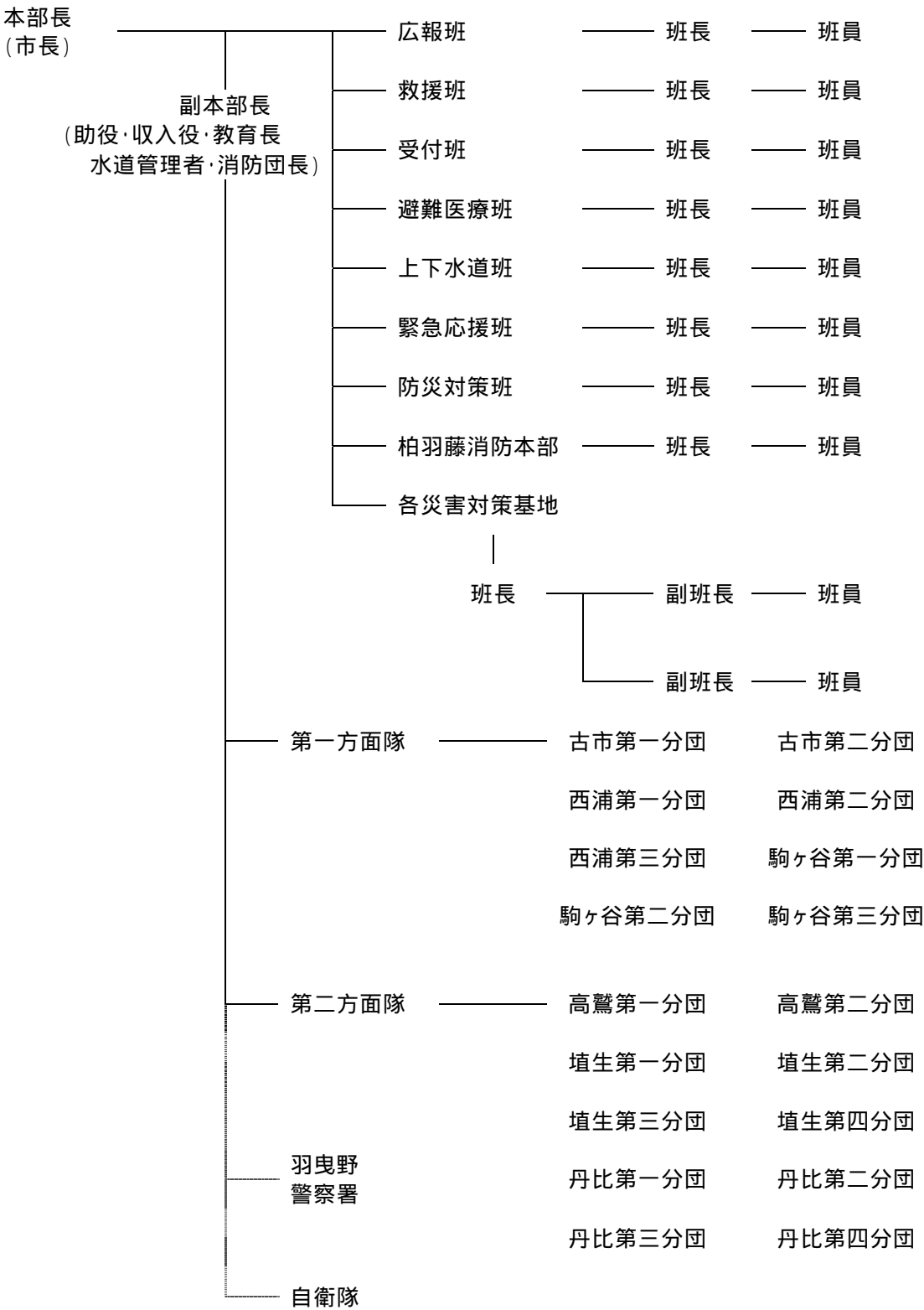
業務分担

部・室名		役割任務
広報班		・報道関係との連絡に関する事 ・本部長の特命に関する事 ・国及び府に対する連絡調整に関する事
救援班		・災害用車両の運用に関する事 ・非常食及び生活必需品に関する事 ・非常用資機材の調達確保に関する事 ・救援物資の受入れに関する事
受付班		・市民からの災害に対する連絡の処理に関する事
避難医療班		・避難所の開設に関する事 ・医療救護に関する事
上下水道班		・上下水道全般に関する事
緊急応援班		・被災地に対する特別緊急応援隊
防災対策班		・災害状況の取りまとめに関する事 ・市民への情報伝達に関する事 ・市内の総合的な被害の収集に関する事 ・各情報センターとの連絡調整に関する事 ・職員の配置指令及び情報の伝達に関する事 ・防災関係機関との相互応援体制に関する事 ・応援派遣隊の運営に関する事
羽曳野警察署		・羽曳野警察署との連絡調整に関する事
柏羽藤消防本部		・柏羽藤消防本部との連絡調整に関する事
自衛隊		・自衛隊との連絡調整に関する事
災害対策 基地	情報班	・災害緊急本部に対しての情報の報告 ・住民に対しての情報の伝達 ・被害状況の把握
	救援班	・避難所の開設 ・救援物資の配布 ・地域住民との連携

その他の職員

災害緊急対策本部配備以外の職員であっても、気象台発表により市域で震度5弱以上の地震を観測したときは、できるだけすみやかに市災害緊急本部に参集し、本部の指示に従い応急対策を実施するものとする。

災害緊急本部組織図



羽曳野市消防団災害緊急配備図

団長
(緊急本部)

第一方面隊

古市第一災害対策基地

古市第二分団

古市第二災害対策基地

古市第一分団
西浦第三分団

西浦災害対策基地

西浦第一分団
西浦第二分団

駒ヶ谷災害対策基地

駒ヶ谷第一分団
駒ヶ谷第二分団
駒ヶ谷第三分団

第二方面隊

高鷲第一災害対策基地

高鷲第一分団

高鷲第二災害対策基地

高鷲第二分団

埴生災害対策基地

埴生第一分団
埴生第二分団
埴生第三分団
埴生第四分団

丹比災害対策基地

丹比第一分団
丹比第二分団
丹比第三分団
丹比第四分団

資料 11 羽曳野市防災会議委員一覧表

番号		機関及び職名
1	会長	羽曳野市長
2	1号委員	大阪府富田林土木事務所地域防災監
3		富田林土木事務所所長
4		藤井寺保健所所長
5	2号委員	羽曳野警察署署長
6	3号委員	羽曳野市生活環境部長
7		羽曳野市土木部長
8		羽曳野市都市開発部長
9		羽曳野市下水道部長
10	4号委員	羽曳野労働基準監督署署長
11		藤井寺郵便局局長
12		宮内庁書陵部古市陵墓管区事務所所長
13	5号委員	羽曳野市教育委員会教育長
14	6号委員	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長
15		羽曳野市消防団団長
16	7号委員	西日本電信電話株式会社大阪東支店設備部長
17		関西電力株式会社羽曳野営業所所長
18		大阪ガス株式会社導管事業部南部地区保安統括
19		近畿日本鉄道株式会社古市駅駅長
20		羽曳野市医師会会長

資料 12 大阪府災害救助法施行細則

別表第一(第三条関係)

(昭四五規則一〇〇・昭四六規則五九・昭四七規則七四・昭四八規則九九・昭四九規則四・昭四九規則七〇・昭四九規則九五・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五五規則七一・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五八規則五六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一七規則一二・平一八規則一一〇・一部改正)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設 の供与	避難所	一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。 二 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して収容する。 三 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。 イ 基本額 避難所設置費 百人一日につき 三万円 ロ 加算額(冬期(十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。)に限る。) 別に定める額	災害発 生の日 から 七日以 内
	応急仮設住 宅	一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。 二 一戸当たりの規模は二九・七平方メートルを基準とし、その設置のために支出できる費用は二百三十四万二千円以内とする。 三 同一敷地内又は近接する地域内に五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、一施設当たりの規模及びその施設のために支出できる費用は、二にかかわらず、別に定める。 四 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを二人以上収容し、並びに老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する	完 成 の 日 か ら 二 年 以 内

		施設を応急仮設住宅として設置することができる。 五 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 六 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。 七 災害発生の日から二十日以内に借上げを実施する。	
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	一 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 二 被災者が直ちに食することができる現物による。 三 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千十円以内とする。 四 被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、救助の期間内に三日分以内を現物により支給することができる。	災害発生の日から七日以内
	飲料水の供給	一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 二 支出できる費用は、水の購入並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもつて行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 支出できる費用は、期別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲とする。	災害発生の日から十日以内

区分	期別	世帯区分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算する額
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200
	冬期	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400
	冬期	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300

備考 「夏期」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬期」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。			
医療及び助産	医療	一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 二 救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。 三 次の範囲内において行う。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 四 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内	災害発生の日から十四日以内
	助産	一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 三 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額	分べんした日から七日以内
災害にかかった者の救出		一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 二 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機関、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内
災害にかかった住宅の応急修理		一 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行う。 三 支出できる費用は、一世帯につき五十万円以内とする。	災害発生の日から一月以内
生業に必要な資金の貸与		一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。 二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入	災害発生の日から一月以内

	するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸し付ける。 三 貸付できる金額は、次の範囲内とする。 イ 生業費 一件につき三万円 ロ 就職支度費 一件につき一万五千元 四 貸付期間は二年以内で、利子は無利子とする。	
学用品の給与	一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「養護教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び養護教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、養護教育諸学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。))に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもつて行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 三 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校児童 一人につき 四千四百円 (2) 中学校生徒 一人につき 四千四百円 (3) 高等学校等生徒等 一人につき 四千八百円	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもつて行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 三 支出できる費用は、一体につき大人十九万九千円以内、小人十五万九千二百円以内とする。	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 二 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から十日以内

死体の処理	一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検索 ハ 死体の一時保存 三 検索は、原則として救護班によつて行う。 四 支出できる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千三百円 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 一体につき五千円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検索ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から十日以内
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき十三万七千円以内とする。	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行なう。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 災害にかかった者の救出 二 飲料水の供給 ホ 死体の捜査 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

別表第二(第四条関係)

(昭四八規則九九・全改、昭四九規則七〇・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一八規則一九・一部改正)

救助業務従事者の区分		実費弁償の範囲		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第十条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	17,400 円以内	日当の額を八で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号。以下「旅費条例」という。)による二級職相当額以内
	薬剤師	11,900 円以内		旅費条例による一級職相当額以内
	保健師、助産師及び看護師	11,400 円以内		旅費条例による二級職相当額以内
	土木技術者及び建築技術者	17,200 円以内		
	大工、左官及びとび職	20,700 円以内		
政令第十条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

別表第三(第五条関係)

(昭五〇規則五八・昭五六規則五五・昭六一規則五九・平一四規則一・一部改正)

対象者	支給基礎額
政令第十四条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第十四条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。 二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第十四条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。

(表)

() 第 号

緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書

年 月 日

大阪府公安委員会 殿

申請者住所

(電話)

氏 名

印

行政機関等の名称等	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関				
	3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関				
	5 指定地方公共機関					
	名 称 （ ）					
業務の内容	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等			
	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生			
	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等			
	10 その他（ ）					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）						
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域		有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県			無
			その他の都道府県（ ）			
車両の使用 者	住所	() 局 番				
	氏名					
番号標に表示されている番号						
出発地						

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申請の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

() 第 号

年 月 日

緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 済 証

大阪府公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

資料 14 緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章

緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書			年	月	日
大阪府知事			印		
大阪府公安委員会					
申請者住所 (電話番号) 氏 名 殿					
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 5 指定地方公共機関		2 指定地方行政機関 4 指定公共機関 6 その他（ ）		
	名 称 （ ）				
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 4 自動等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他（ ） 2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急通行の確保 3 救難救助等 6 保健衛生 9 災害の防御等				
番号標に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）					
車両の 使用者	住 所	電話番号（ ）			
	氏 名				
通 行 日 時					
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地		
備 考					

災害対策基本法施行規則別記様式第 4 号

第 号 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 年 月 日 大阪府知事 大阪府公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
		出 発 地
		目 的 地
備 考		

備 考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下）

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年月日

15

21

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 16 市内の地域緊急交通路

番号	路線名称	起終点	備考
1	南阪奈道路	堺市境界～太子町境界	自動車専用道路
2	国道 170 号	藤井寺市境界～富田林市境界	広域緊急交通路
		藤井寺市境界～白鳥北	一般国道
3	国道 170 号（旧）	藤井寺市境界～富田林市境界	一般国道
4	国道 166 号	古市 2 丁目（臥龍橋付近）～駒ヶ谷 付近（逢阪橋）	一般国道
		飛鳥地内～太子町境界	
5	堺大和高田線	松原市境界～藤井寺市境界	主要地方道
6	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	駒ヶ谷（逢阪橋）～柏原市境界 川向（臥龍橋付近）～富田林市境界	主要地方道
7	堺羽曳野線	松原市境界（美原口-列-付近）～藤 井寺市境界	主要地方道
8	美原太子線	堺市境界～国道 170 号	主要地方道
9	郡戸大堀線	松原市境界～郡戸付近	一般府道
10	西藤井寺線	藤井寺市境界～野中寺付近 豊川病院付近～五軒屋南 郡戸～堺市境界	一般府道
11	島泉伊賀線	南島泉～南宮交差点付近	一般府道
12	郡戸古市線	五軒屋南～白鳥	市道
13	藤井寺羽曳山線	野中寺～羽曳が丘 5	市道
14	南阪奈道路側道線	国道 170 号～国道 166 号	市道
15	河原城駒ヶ谷線	羽曳が丘西 2 丁目～西浦	市道
16	羽曳が丘西線	羽曳が丘 5～羽曳が丘 8 丁目付近	市道
17	はびきの 1 2 8 号線	羽曳が丘 8 丁目付近～埴生野	市道
18	西新田南宮線	南宮交差点付近～豊川病院付近	市道
19	野中城山線	城山北～古市 4 丁目付近	市道
20	臥龍古市線	古市 4 丁目付近～国道 166 号	市道
21	南河内グリーンロード	駒ヶ谷～太子町境界	農道
22	羽曳が丘西東西線	羽曳が丘西 2 丁目～羽曳が丘西 4 丁目付近	市道
23	東大塚美陵線	松原市境界～高鷲 10 丁目付近	市道

羽曳野市全図

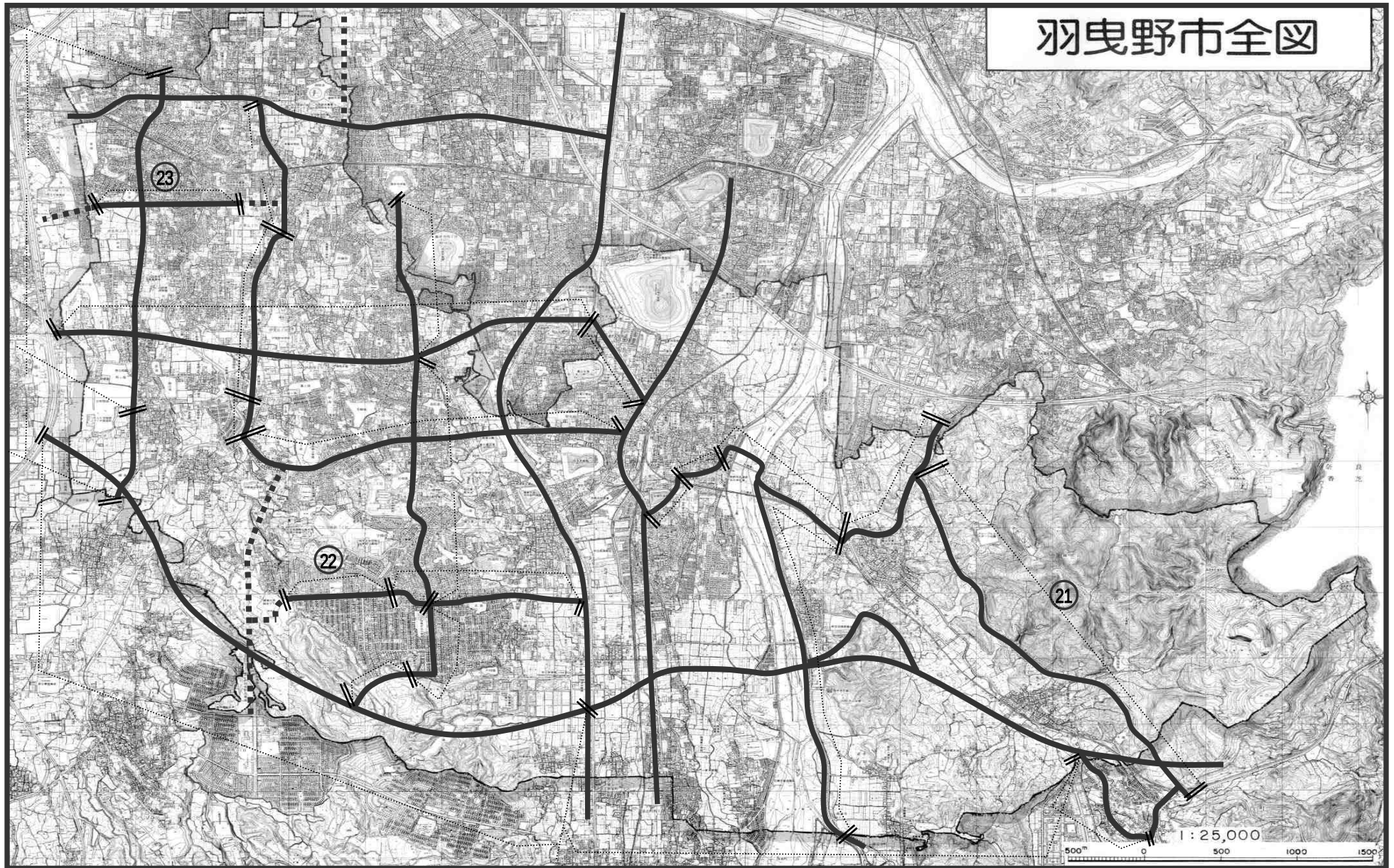


図 2 - 3 地域緊急交通路

資料 17 被害状況の調査及び報告

別表 1 被害状況調査の報告基準

被 害 項 目			報 告 基 準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者（重傷者・軽傷者）		災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊（全焼）（流出）		住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの。又は主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半壊（半焼）		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部分の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが2～3枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したものの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものの。
非0住家の被害			非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたものの。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、府県及び市道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。

別表 1 被害状況調査の報告基準（続き）

被害項目		報告基準
その他被害	橋りょう	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流出」とは、橋梁の一部または全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害を言う。
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
被害金額	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路とする。
被害金額	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

資料 18 被害状況等報告様式

第 4 号様式（その 2）

[災 害 概 況 即 報]

報告日時	年 月 日 時 分
市 町 村	
報告者名	
電話番号	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)				(市町村)			

第4号様式（その1）

〔被害状況即報〕

都道府県				区 分		被 害		
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名				文教施設		箇所		
				病院		箇所		
区 分		被 害		道路		箇所		
人的被害	死 者	人		橋りょう		箇所		
	行方不明者	人		河川		箇所		
	負傷者	重 傷	人	港 湾		箇所		
		軽 傷	人	砂 防		箇所		
住家被害	全 壊	棟		その他	清掃施設	箇所		
		世帯			崖くずれ	箇所		
		人			鉄道不通	箇所		
	半 壊	棟			被害船舶	隻		
		世帯			水道	戸		
		人			電話	回線		
	一部破損	棟			電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟			り災世帯数		世帯	
		世帯			り災者数		人	
		人			火災発生	建物	件	
	非住家	公共建物	棟				危険物	件
その他		棟		その他		件		

第4号様式（その1）

[被害状況即報] （ 続き ）

区 分		被 害	災害等の 対策 置本 状況	都道府県			
公立文教施設	千円			市町村			
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農業被害	千円		災害救助法 適用市町村名			
	林業被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
					計	団体	
	その他	千円		消防職員出動延人数	人		
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人		
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						

被害額は省略することができるものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害		
災害名 ・ 報告番号	月 日 時確定			田 畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
					流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名				文教施設		箇所		
				病院		箇所		
区 分		被 害		道路		箇所		
人的被害	死 者	人		その他	橋りょう	箇所		
	行方不明者	人			河川	箇所		
	負傷者	重 傷	人			港湾	箇所	
		軽 傷	人			砂防	箇所	
住家被害	全 壊	棟			清掃施設	箇所		
		世帯			崖くずれ	箇所		
		人			鉄道普通	箇所		
	半 壊	棟			被害船舶	隻		
		世帯			水道	戸		
		人			電話	回線		
	一部損壊	棟			電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟			り災世帯数		世帯	
		世帯			り災者数		人	
		人			火災発生	建物	件	
	公共建物	棟				危険物	件	
非住家 その他	棟		その他	件				

第1号様式 災害確定報告（続き）

区 分		被 害	都災 道害 府対 県策 本部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千円			設 置	月	日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散	月	日 時		
公 共 土 木 施 設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体		災設 害置 対市 策町 本村 部名					
そ の 他	農 業 被 害	千円	災適 害用 救市 助町 法名 村				計 団体	
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
				計 団体				
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）							

資料 19 地すべり・急傾斜地災害報告様式

市町村名：()		災 害 報 告		第 報 (月 日 時現在)	
ふりがな 場 所	郡 町 市 村 大字			ふりがな 区 域 名	
発生日時	月 日 時			異常気象名	
原 因	連続雨量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時 (観測所)		
	日雨量	mm	月 日 時 ~ 月 日 時		
	最大時間雨量	mm	日 時 ~ 日 時		
	その他の概況				
斜面の種類	自然斜面 人工斜面 H = m H = m		概況平面図	横断面図	
拡大の見込	有 無				
保全対象 人家戸数	戸				
崩壊の状況	高さ m 巾 m				
	面積 m ² 勾配 度				
	崩壊又は流出土砂量 m ³				
	その他				
被害の状況	死者・負傷者等	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名	
	住 宅 被 害	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸	
	公共的建物被害				
	その他の建物被害				
	その他の状況				
応急対策					
適用法律の 施行状況	法令等	有無	法令等	有無	
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険 実態調査箇所	地帯番号 箇所番号	
	建築基準法による災害危険区域		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域 (建・林・農)		都市計画法にもとづく開発 許可制度の運用区域		
	砂防指定地		旧住宅造成事業に関する法 律の適用区域		
	保安林		宅地基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域		その他		
備 考					
受 送 信	月 日 時	送信者氏名		受信者氏名	

土石流災害報告様式

市町村名

渓流名

河 川 名		(水系級数：1級、2級、その他)										川水系		川		川			
場 所		市 町 村 大字																	
発 生 日 時		平成 年 月 日 時																	
異常気象名																			
気象状況	観 測 所 名																		
	連 続 雨 量	mm (月 日 時 ~ 月 日 時)																	
	最 大 日 雨 量	mm (月 日 時 ~ 月 日 時)																	
	最大時間雨量	mm (月 日 時 ~ 月 日 時)																	
	その他の概要	(雨量状況調査又は積雪・融雪状況調査に記入する)																	
土砂流出状況	土砂の流出形態	(土石流・土砂流)										土石流危険渓流名 ()		渓流番号 ()					
	渓流域面積	k m ²										調査年							
	泥 濫 面 積	m ²										危険度		A		B			
	流 出 土 砂 量	m ³												C		その他			
	堆積粒径(最大)	m																	
保全対象	面 積	農地																	
	人家戸数 戸	公共																	
	人員 人	施設																	
応急対策	避難勧告・指示 (有・無) 発令日時 (月 日 時 分) 発令者 () 住民の自主的避難 (有・無) (月 日 時避難) 避難人員 (世帯、 人) 応急工事 ()										防 災 計 画 等		危険渓流の地域防災計画(市町村)への記載 (有・無)(昭和 年 月記載) 危険渓流の表示板設置 (有・無)(昭和 年 月設置) 避難基準雨量の設定 (有・無)連続雨量 (mm) 時間雨量 (mm / hr) 避難場所、経路の記載 (有・無)						
	。印をつける(該当するものに適用法令等) 1 砂防指定地 (M・T・S 年指定) 2 地すべり防止区域 (建・材・農) 3 急傾斜地崩壊危険区域 4 保安林 5 河川区域 (一級・二級・準用・普通) 6 建築基準法による災害危険区域 7 宅地造成工事規制区域 8 都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域 9 国有林・民有林 10 その他 ()																		
												被 害 状 況							
												人的被害 (人)		死 者		人		備考	
												行方不明		人					
												負傷者		人					
												全域・流出		戸		戸		戸	
												半 壊		戸		戸		戸	
												床上浸水		戸		戸		戸	
												床下浸水		戸		戸		戸	
												一部破損		戸		戸		戸	
												非 住 居		戸		戸		戸	
												農 地 被 害							
												施設被害 公共土木		道 路 道 橋 河 川 其他				公共土木施設被害は、流失、破損、埋没等の注釈を加えること	
												一般被害額				千円			
												公共土木施設被害額				千円			
												緊急砂防又は災害関連緊急砂防要望の有無		有 ・ 無 (緊急・災関緊急)		ダム高 (m)		事業費 (千円)	
												概況平面図						・土砂の氾濫、堆積、浸水状況等を明示する。 ・避難経路については実施の避難経路と地域防災計画に記載されている経路を合わせて記入する。 ・既砂防設備、指定地等を明示する。	
												担当者氏名		発信				受信	

資料 20 知事への依頼書様式

		文書番号
		年 月 日
大阪府知事 様		
		羽曳野市長
自衛隊の災害派遣要請について		
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。		
記		
1 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考事項		

		文書番号
		年 月 日
大阪府知事 様		
		羽曳野市長
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。		
記		
1 撤収要請日時		
2 派遣された部隊		
3 派遣人員及び従事作業の内容		
4 その他参考事項		

資料 21 救助実施記録日計表

様式第 9 号

救助の 種類	避	炊	水	救出	救助実施記録日計票 羽曳野市 責任者 班 氏名 (自治会責任者 氏名)
	修理	学	死捜	死処	
	障	○	○	○	
	○	○			
№ _____ (○月○日○時○○分)					
員 数 (世 帯)					
品 目 (数 量 金 額)					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

救助実施記録日計票記入要領

- 1 : 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 : 記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えば№10 の次に№5 の分を訂正する場合には、№11 (№5 訂正) のように記載のうえ、前回分№5 の記録票には朱で×印を附し (№11 に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 : 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- 4 : 機械、器具等は無償で借上げた場合についても、記録票を作成する。
- 5 : 災害救助基金より放出した場合についても、同様とする。
- 6 : 被服、寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と町調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

資料 22 羽曳野市水防資機材の備蓄物資一覧表

平成 19 年 1 月現在

倉庫名			水防倉庫	防災倉庫	危機管理室 他
水防施設	倉庫	(棟)	1	1	
	屯所	(棟)			
	トラック	(台)	14		
	一輪車	(台)	2		
	船	(隻)	1		
	照明器	(灯)	10	9	
	固定無線機	(局)			1
	移動無線機	(局)			65
	テント	(張)	3		
水防資材	土のう袋(カマス)	(枚)		2,200	
	シート	(枚)		450	
	丸太(2m 以上)	(本)	500		
	板材	(枚)	1000		
	鉄線	(kg)	30		
水防器材	掛矢	(丁)		3	
	毛布	(枚)		2000	
	ローソク	(個)		600	
	ヘルメット	(個)		20	
	カッパ	(着)		40	
	長靴	(足)		80	
	スコップ	(丁)		25	
	タコ	(丁)	2		
	ノギリ	(丁)		8	
	鎌(カマ)	(丁)		5	
	発電機	(台)	2	2	
	排水ポンプ	(台)		2	

資料 23 消防職員配置状況

平成 19 年 4 月現在

階級別 区分		消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	合計
消防本部	消防長	1									1
	次長		1								1
	総務課			2	3		4			1	9
	総務課付け				1	1					2
	予防課			2	1	5	3			1	11
	警防課			2	2	5	2		1		12
消防署	署長	(1)									
	副署長			1							1
	消防課			1(1)	1	1	2				4
	本署			4	6	23	19	10	14		76
	藤井寺分署				4	12	13	4	7		40
	柏原出張所				4	4	8		6		22
	国分出張所				2	6	6	2	6		22
	羽曳野出張所				2	6	6	2	6		22
	高鷲出張所				2	6	8		6		22
合計		1	1	12	28	69	71	18	46	2	248

() は兼務者

資料 24 消防団員数及び消防資機材の現況

平成 1 9 年 4 月 1 日現在

N o	分団名	消防機械	団員数
1	古市第 1	ポンプ自動車、小型動力ポンプ	15
2	古市第 2	ポンプ自動車、小型動力ポンプ	13
3	高鷲第 1	ポンプ自動車、小型動力ポンプ	14
4	高鷲第 2	ポンプ自動車、小型動力ポンプ	12
5	埴生第 1	ポンプ自動車、小型動力ポンプ	15
6	埴生第 2	小型動力ポンプ	7
7	埴生第 3	小型動力ポンプ	8
8	埴生第 4	小型動力ポンプ	5
9	西浦第 1	ポンプ自動車、小型動力ポンプ	15
10	西浦第 2	小型動力ポンプ	8
11	西浦第 3	小型動力ポンプ	7
12	駒ヶ谷第 1	ポンプ自動車、小型動力ポンプ	17
13	駒ヶ谷第 2	小型動力ポンプ	12
14	駒ヶ谷第 3	小型動力ポンプ	9
15	丹比第 1	ポンプ自動車、小型動力ポンプ	12
16	丹比第 2	小型動力ポンプ	6
17	丹比第 3	小型動力ポンプ	6
18	丹比第 4	小型動力ポンプ	6
19	本部		20
合 計			207

資料 25 消防車両の現況

	消防ポンプ自動車	水道付消防ポンプ自動車	化学車	はしご車	救助工作車	防災工作車(コンテナ車)	小型動力ポンプ付水槽車	高規格救急車	救急車	山林資機材積載車	資機材搬送車	指揮車	連絡車等	中型バス	計
消防本部											1		8	1	10
消防署	1		1	1	1	1	1	1	(1)	1		1	1		10 (1)
藤井寺分署	1	1		1	1			1							5
柏原出張所	1 (1)	1 (1)						1	(1)						3 (3)
国分出張所	1		1					1							3
羽曳野出張所	1	1						1							3
高鷺出張所	1	1						1							3
合計	6 (1)	4 (1)	2	2	2	1	1	6	(2)	1	1	1	9	1	37 (4)

資料 26 消防用資機材の配備状況

資機材名	本 署	分 署	柏 原	羽曳野	高 鷲	国 分	合 計
ホース（65mm）	99	105	80	80	80	76	520
ホース（50mm）	60	54	25	27	26	28	220
ホース（40mm）	58	48	25	25	24	37	217
65mm 筒先	3	2	5		3	1	14
50mm 筒先	6	6	8	4	4	4	32
40mm 筒先	6	4	9	4	4	4	31
三連梯子	4	2	2	1	1	1	11
二連梯子			1				1
鉤付折り畳み梯子	2	4	1	1	1	1	10
ピックアップ式泡ノズル	4	2	4	2	2	2	16
東消式簡易ネット発泡器	2	2	2	1	1	1	9
泡原液（非水溶性液体用）	800	200	300	180	140	1080	2700
泡原液（水溶性液体用）	1500						1500
組立水槽	5	1					6
ジェットシューター	32		5			5	42
ターレット	2	1					3
インパルス銃		2					2
小型動力ポンプ	4	1	1		1	2	9
発電機	2	4			1	1	8
投光機	6	3		1	2	1	13
携帯無線機	16	5	2	2	2	2	29
トランシーバ	5	5					10
耐電衣一式	2	2					4
耐熱服（油火災用防火服）	2						2
陽圧式化学防護服	6	2					8
化学防護服	2	2					4
放射性物質防護服	2						2
放射線量測定器	1	1					2
ポケット線量計荷電器		5					5
酸素濃度測定器	1	2					3
ガス検知器	1	2					3
エンジンカッター	2	2					4
油圧式救助器具一式	1	2					3
マット型空気ジャッキ式	2	2					4
エアラインマスク	2						2
エアソー	2	2					4
エアカッター	1	1					2

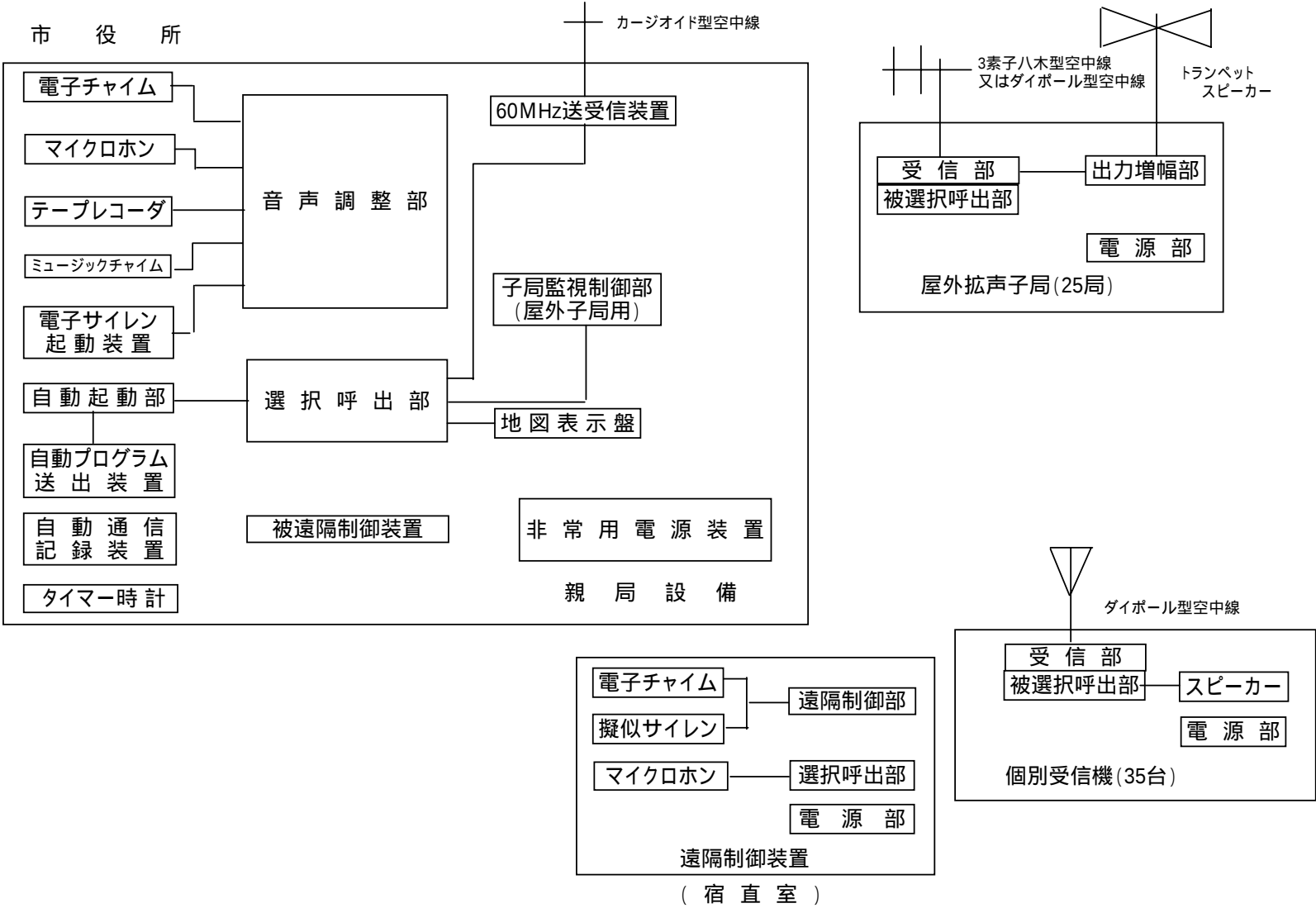
(続き)

資機材名	本 署	分 署	柏 原	羽曳野	高 鷲	国 分	合 計
チェーンソー	2	1					3
救命索発射銃	4	1					5
空気式救助マット	1	1					2
圧縮空気製造施設	1						1
大量送水システム	1						1
アルミボート	1						1
ゴムボート	1	1					2
船外機	1	1					2
救命浮輪	2	1					3
救命胴衣	6	9					15
空気呼吸器	33	17	12	6	6	6	80
空気ポンペ	88	35	15	11	13	11	173
レスクマスク		5					5
ガス溶断機	1	1					2
可搬ウィンチ	3	2					5
サバイバースリング	1	1					2
削岩機	2	1					3
送排風機	1	1					2
簡易画像探索機	1	1					2
熱画像直視装置	1	1					2
マンホール救助器具	1	1					2
エアーテント	1						1
非常用担架兼用ベット	10						10
平担架	1	2					3
災害用救急箱	2	1					3
非常用毛布	40						40
携帯用酸素吸入器	5						5

資料 27 罹災証明書

様式第 12 号

第 号	
罹 災 証 明 書	
罹 災 場 所	
罹 災 者 氏 名	
被害箇所及び程度	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ()
被 害 日 時	平成 年 月 日
備 考	
上記のとおり罹災したことを証明する。 平成 年 月 日 羽曳野市長 北 川 嗣 雄	



羽曳野市防災行政無線システム系統図

資料 29 防災行政無線呼出番号

平成 18 年 8 月 18 日現在

基地局：東経 135 度 36 分 25 秒・北緯 34 度 33 分 17 秒

識別信号：27222100（出力：5w）

免許日：昭和 61 年 6 月 1 日（平成 2 年 3 月 30 日更新）

通信事項：防災行政に関する事項

通話周波数：846.250MHZ～846.975MHZ（25KHZ 間隔 30 波）

849.025MHZ～849.750MHZ（25KHZ 間隔 30 波）

847.150MHZ（一斉通報用 1 波）

グループ通話番号			個別呼出番号	区 分	
			ぼうさいはびきの 1 0 0	基地	防災無線室
			ぼうさいはびきの 7 0 1	防災	危機管理室制御器
			ぼうさいはびきの 7 0 2	土木	土木課制御器
			ぼうさいはびきの 7 0 3	維持	維持管理課制御器
			ぼうさいはびきの 7 0 5	衛生	環境衛生課制御器
			ぼうさいはびきの 1 1 0	警察	羽曳野警察署警備課
			ぼうさいはびきの 1 1 9	消防	柏羽藤消防通信司令室
			ぼうさいはびきの 1 2 0	車載	柏羽藤消防指揮車
19	21	22	ぼうさいはびきの 2 0 1	車載	指令車（和泉 88 ひ 1731）
			ぼうさいはびきの 2 0 2	車載	（和泉 2092）
	23		ぼうさいはびきの 2 0 3	車載	（和泉 800 す 1596）
	23		ぼうさいはびきの 2 0 4	車載	（和泉 800 す 251）
	23		ぼうさいはびきの 2 0 5	車載	（和泉 800 す 1652）
	23		ぼうさいはびきの 2 0 6	車載	（和泉 800 す 252）
	23		ぼうさいはびきの 2 0 7	車載	（和泉 11 ね 1904）
	23		ぼうさいはびきの 2 0 8	車載	危機管理室にて保管
	23		ぼうさいはびきの 2 0 9	車載	危機管理室にて保管
	23		ぼうさいはびきの 2 1 0	車載	高圧洗浄車（和泉 800 す 706）
	23		ぼうさいはびきの 2 1 1	車載	吸引車（和泉 88 す 6779）
19	21		ぼうさいはびきの 4 0 1	車載	危機管理室にて保管
19	21		ぼうさいはびきの 4 0 2	車載	測定車（和泉 88 す 9071）
	21	24	ぼうさいはびきの 4 0 3	車載	危機管理室にて保管
		24	ぼうさいはびきの 4 0 4	車載	危機管理室にて保管
		24	ぼうさいはびきの 4 5 1	車載	塵芥車（和泉 800 さ 6025）
		24	ぼうさいはびきの 4 5 2	車載	危機管理室にて保管
	23	24	ぼうさいはびきの 4 5 3	車載	営繕（和泉 100 さ 3270）
			ぼうさいはびきの 4 5 4	車載	衛生軽貨物（和泉 41 ね 9901）
19	21		ぼうさいはびきの 3 0 9	車載	衛生防疫（和泉 41 ね 8520）

グループ通話番号		個別呼出番号	区 分	
19	21	ぼうさいはびきの 3 0 1	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 0 2	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 0 3	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 0 4	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 0 5	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 0 6	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 0 7	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 0 8	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 1 0	携帯	災害用ハンディ機
19	21	ぼうさいはびきの 3 1 0	携帯	水道局ハンディ機
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 1	車載	古市第一分団 ポンプ
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 2	車載	古市第二分団 ポンプ
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 3	車載	高鷲第一分団 ポンプ
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 4	車載	高鷲第二分団 ポンプ
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 5	車載	埴生第一分団 ポンプ
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 6	車載	西浦第一分団 ポンプ
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 7	車載	駒ヶ谷第一分団 ポンプ
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 8	車載	丹比第一分団 ポンプ
19	50	ぼうさいはびきの 5 0 9	車載	埴生第二分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 0	車載	埴生第三分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 1	車載	埴生第四分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 2	車載	丹比第二分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 3	車載	丹比第三分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 4	車載	丹比第四分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 5	車載	西浦第二分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 6	車載	西浦第三分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 7	車載	駒ヶ谷第二分団 可搬式
19	50	ぼうさいはびきの 5 1 8	車載	駒ヶ谷第三分団 可搬式
	21	ぼうさいはびきの 3 1 1	半固	石川プラザ
	21	ぼうさいはびきの 3 1 2	半固	陵南の森総合センター
	21	ぼうさいはびきの 3 1 3	半固	支所
	21	ぼうさいはびきの 3 1 4	半固	青少年児童センター
	21	ぼうさいはびきの 3 1 5	半固	市民体育館
	21	ぼうさいはびきの 3 1 6	半固	丹治はやプラザ
	21	ぼうさいはびきの 3 1 7	半固	駒ヶ谷小学校
	21	ぼうさいはびきの 3 1 8	半固	モモプラザ
	21	ぼうさいはびきの 3 1 9	半固	保健センター

グループ通話（指定番号以内の同時）

F 0 0	移動局一斉
F 1 9	災害一斉
F 2 1	環境防災課一斉
F 2 2	土木課一斉
F 2 3	維持管理課一斉
F 2 4	衛生課一斉
F 5 0	消防団一斉

Fは で入力して下さい。

【 注 意 】

- 通話中は、通話ボタンを確実に押し、相手局とつながったことを確認してから、話し始めて下さい。
- 一定時間が経過すると強制的に通話が終了しますので、通話内容は簡潔明瞭に短時間で行って下さい。
- 通話終了後は、終了ボタンを押す（受話器を確実に入れる）ようにして下さい。



資料 31 市内医療機関一覧

医療機関名	診療科目	所在地	電話
井上眼科	眼科	恵我之荘 1-3-15	072-955-0234
(医) 健泉会 しまだ耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科・形成外科	恵我之荘 1-10-14	072-954-3301
(医) 昌円会 高村病院	外科・内科・消化器科・皮膚科・循環器科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科	恵我之荘 3-1-3	072-939-0099
(医) 和成会 調子医院	整形外科・内科・リウマチ科・リハビリテーション科	恵我之荘 2-5-17	072-952-3150
(医) 原田耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科・アレルギー科・呼吸器科	恵我之荘 3-1-7 桂ビル 3F	072-953-7384
(医) 山田クリニック	内科・外科・皮膚科・リハビリテーション科	恵我之荘 5-1-23	072-953-0121
おおつか眼科	眼科	島泉 9-14-4	072-931-1221
森クリニック	胃腸科・内科・外科・リハビリテーション科	島泉 1-21-6 グランコートにつせん 1F	072-930-2755
(医) 加藤医院	内科・小児科・麻酔科	南恵我ノ荘 2-9-6	072-953-5901
(医) 東川医院	内科・小児科	南恵我ノ荘 1-2-20	072-955-0280
岩本整形外科クリニック	整形外科・リハビリテーション科	高鷲 4-5-2 ラポール 1F	072-930-5311
倉岡医院	泌尿器科・内科・皮膚科	高鷲 1-7-4	072-954-3294
藤野整形外科	整形外科・内科・小児科・リハビリテーション科	高鷲 9-1-1	072-955-0188
藤野放射線科	胃腸科・消化器科・放射線科	高鷲 9-1-14	072-938-5050
吉丸産婦人科	産婦人科・小児科・内科	高鷲 1-6-9	072-954-2970
埴生診療所	内科・外科	向野 2-8-2	072-953-0885
向野診療所	内科・小児科・外科・整形外科	向野 2-15-14	072-938-6226
いいやまクリニック	外科・内科・整形外科・皮膚科・肛門科	野々上 5-6-10	072-939-0450
(医) 田中小児科	小児科	野々上 2-24-19	072-938-5288
おとのクリニック	内科・整形外科・皮膚科	野 370	072-931-2001
恵和会診療所	内科・外科・リハビリテーション科	河原城 927	072-938-3999
(医) 永広会 島田病院	整形外科・内科・リハビリテーション科・麻酔科	檜山 100-1	072-953-1001
(医) 丹比荘 丹比荘病院	精神科・神経科・心療内科	野 164-1	072-955-4468

医療機関名	診療科目	所在地	電話
(医)まごころ会 豊川病院	内科・外科・胃腸科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科・歯科・歯科口腔外科	伊賀 11-1	072-939-8561
たてやまクリニック	内科・皮膚科・麻酔科	羽曳野市榎山 2 5 5 番地 グランバレ 1 F	072-955-3005
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	内科・呼吸器科・循環器科・小児科・外科・皮膚科・産婦人科・眼科・放射線科・麻酔科・歯科	はびきの 3-7-1	072-957-2121
大塚医院	内科・眼科	はびきの 2-6-16	072-956-0130
(医)白洋会 貴志クリニック	整形外科・内科・外科・リハビリテーション科・麻酔科	はびきの 4-14-13	072-958-9062
四天王寺悲田院診療所	内科・整形外科・リハビリテーション科	学園前 6-1-1	072-956-2985
(医)しもと医院	内科・小児科	はびきの 5-14-3	072-955-1661
(医)春秋会 城山病院	内科・消化器科・循環器科・神経内科・外科・脳神経外科・整形外科・形成外科・美容外科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科・心臓血管外科	はびきの 2 - 8 - 1	072-958-1000
(医)芳友会 上嶋クリニック	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・放射線科	白鳥 1-2-16 エスカ 3・4F	072-958-7733
かわばた医院	内科・呼吸器科・循環器科・麻酔科・リハビリテーション科	羽曳が丘 1-1-11	072-950-3700
かわむら眼科	眼科	白鳥 1-4-13 D.H 白鳥ビル 2F	072-950-0150
(医)坂本医院	内科・循環器科・産婦人科	白鳥 2-6-5	072-956-0207
ぼく泌尿器科クリニック	泌尿器科	白鳥 1-4-13 D.H 白鳥ビル 2F	072-950-5100
(医)ラザロ会 江口クリニック	脳神経外科・神経内科・整形外科	栄町 4-10 パレフラックス 1F	072-950-5580
ひきまクリニック	内科・消化器科・リハビリテーション科	栄町 4-10 パレフラックス 2F	072-950-4880
(医)ますだ整形外科 クリニック	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	白鳥 2-16-29 H&K ビル 1F	072-957-6815
(医)潤染会 松島・林診療所	精神科・心療内科・神経科・内科	白鳥 3-16-1 木村ビル 2 F	072-956-1166

医療機関名	診療科目	所在地	電話
(医) 清晃会 ヤスダクリニック	脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科	栄町 8-7 在宅総合ケアセンタービル 1・2・3F	072-950-4433
やぶ形成外科・美容外科	形成外科・美容外科	白鳥 2-16-32 白鳥神谷ビル 1F	072-959-0820
山岡耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	栄町 5-2 プライムビル 2F	072-950-5302
(医) 大和耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	白鳥 2-16-29 H&Kビル 2F	072-958-3761
(医) 山本内科クリニック	内科・呼吸器科・循環器科・消化器科	栄町 2-4 松井ビル 2F	072-958-1567
(医) 祐青会 祐青診療所	泌尿器科	白鳥 2-3-10	072-957-7777
江藤クリニック	内科・婦人科	西浦 1242-6	072-956-8881
坂本クリニック	小児科・内科・神経内科	羽曳が丘 5-16-7	072-958-7270
さとうクリニック	内科・呼吸器科・循環器科	西浦 931-1	072-950-6656
(医) 福岡医院	内科・小児科	羽曳が丘 7-11-16	072-956-3027
(医) 松谷整形外科クリニック	整形外科・内科・リハビリテーション科	羽曳が丘 4-14-17	072-950-2377
山蔭医院	内科・外科・皮膚科・泌尿器科	羽曳が丘 5-13-4	072-956-0080
(医) 居村皮膚科	皮膚科	誉田 2-1-23	072-958-3885
なわクリニック	内科・皮膚科・リハビリテーション科	古市 4-1-4 大平ビル 2F	072-958-2014
(医) 向陽会 河邊眼科	眼科	誉田 3-14-19 ファミーレ古市 2F	072-958-6770
志野小児科クリニック	小児科	誉田 3-14-19 ファミーレ古市 1F	072-958-8575
竹田津医院	内科・外科	誉田 6-11-18	072-955-2488
土屋医院	婦人科・小児科・内科	誉田 3-12-10	072-957-1001
(医) 医仁会 藤本病院	外科・整形外科・脳神経外科・形成外科・内科・消化器科・循環器科・肛門科・リハビリテーション科・麻酔科・放射線科	誉田 3-15-27	072-958-5566
亀山診療所	整形外科・小児科・内科	古市 5-15-16	072-958-5526
寺田内科	内科	古市 5-9-20	072-957-6811
(医) 厚和会 ぶどうの家診療所	外科・内科・リハビリテーション科	駒ヶ谷 404	072-950-0155

資料 32 羽曳野市歯科医師会名簿

羽曳野市歯科医師会事務局 〒583-0857 誉田 4-2-3 羽曳野市立保健センター 4F

電話 & F 072-956-8111

平成 18 年 8 月現在

氏名	住所	電話	FAX
芝池覚	恵我之荘 1-2-2	955-8815	955-8815
大西喜一郎	恵我之荘 1-2-8	955-0934	955-0934
大山尚毅	恵我之荘 6-1-3 サトルス・ハイム	938-9321	938-4940
青木茂	恵我之荘 5-1-4	955-1003	952-1525
青木重人	恵我之荘 5-1-4	955-1003	952-5969
野田泉	南恵我之荘 1-1-15	938-4700	953-3615
松浦剛	南恵我之荘 1-2-21	954-5817	955-2127
加藤雄大	恵我之荘 4-4-25 大栄ビル 2F	955-0264	955-0264
和島伸幸	南恵我之荘 4-5-23	930-5454	930-5455
宮脇泰子	南恵我之荘 7-1-2	952-8249	952-8249
牧浦斉	高鷲 4-5-6	939-1456	939-1488
北村康夫	高鷲 4-4-4	938-3845	938-3845
竹田幸弘	高鷲 9-496-2	938-6480	938-6480
升本孝行	高鷲 9-4-5	954-5041	954-5041
覚道芳樹	島泉 1-24-8	938-3307	938-3307
的場裕明	高鷲 7-1-8	952-1414	952-1414
埜田芳弘	島泉 8-15-7	952-6480	952-9113
安倍京子	島泉 6-7-11	952-9322	952-9322
音野敏和	野々上 5-5-18	952-8241	952-9136
佐藤忠嗣	野々上 3-3-19	952-0002	952-0002
東浦利明	向野 3-1-10	955-4800	955-4800
吉澤昌彦	誉田 3-97-1 石橋ビル 2F	958-6611	958-6611
加藤雅久	栄町 2-1 白帆ビル 3F	957-2686	958-5788
橘道夫	白鳥 2-4-15	958-2262	956-9151
南島恒男	誉田 2-1-20	956-8110	956-1055
吉田宗敬	白鳥 2-3-11	956-8862	956-8797
舟木崇	白鳥 2-16-29 H&Kビル 2F	950-0118	950-0117
上田昌利	白鳥 2-4-1	957-8749	957-8740
荒木秀治	翠鳥園 380-1 マンションくすのき	958-1181	958-5582
山岡洋	はびきの 1-4-6	958-6996	958-6996
山本明平	河原城 61-17	955-2285	955-2276
渡辺一彦	はびきの 2-5-14	958-5621	072-367-2577
坪井常美	羽曳が丘 3-7-1	957-2121	956-9690
百瀬正明	羽曳が丘 3-1-9	956-0040	956-3963
永井和子	羽曳が丘 3-15-3	956-8414	956-2349
比奈本英彦	羽曳が丘 4-14-6	957-3088	957-3981

氏名	住所	電話	FAX
塚本直子	河原城 761	955-8111	953-2368
谷口典子	羽曳が丘西 2-4-4	958-1873	958-1873
北山高之	はびきの 2-7-36	950-2700	950-2701
山口昭	はびきの 7-707-1	936-3131	936-3131
津村延栄	西浦 931-1	958-8264	958-8264
長谷川貴史	伊賀 11-1 豊川病院歯科口腔外科	939-8561	938-7858
中田和子	はびきの 2-8-3 羽曳が丘ビル 2F	950-0338	950-0337
神谷祐行	栄町 4-1 神谷ビル 2F	956-1680	956-2326
渋谷章	栄町 3-7 富士ビル 2F	958-7718	958-7718
角田隆志	栄町 4-11 橋上ビル 2F	958-3182	958-6762
松田信介	古市 5-12-14	958-5211	956-4427
埜田修司	西浦 1623-2 正光マンション	958-3741	958-6618
斎藤充弘	白鳥 1-2-16 イスカ 2F	958-0612	958-6606
貴治孝光	南河内郡太子町太子 466	0721-98-6480	0721-98-6480
奥野昌史	東阪田 247-2	950-1182	950-1181
杉分裕史	古市 6-1-21	958-8258	958-8259

資料 33 危険物施設

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
(株)オータニ	恵我之荘 3 丁目 4 - 1	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	50,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	1,000
市川石油商事(株)	誉田 6 丁目 7 - 1 5	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	30,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	200
			第 4 類	第 4 石油類 潤滑油	800
平和興産(株)	島泉 9 丁目 1 1 - 2 8	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	35,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	15,000
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	2,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,800
坂口石油店	野 3 3 8	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	40,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	4,000
			第 4 類	第 3 石油類 重油	2,500
坂口石油店	伊賀 6 丁目 3 9	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	80,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	70,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	2,000
(株)八尾燃料	古市 7 丁目 2 - 6	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	40,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	2,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,800
大一石油(株)	河原城 6 9 - 1	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	30,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,800
日之出石油(株) サンライズ外環 はびきの	西浦 2 丁目 1 9 2 3 - 3	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	45,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	25,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	2,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,800

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
日之出石油(株) 羽曳野バイパス 給油所	伊賀 3 丁目 5 6 4 - 1	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	24,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	6,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,900
日之出石油(株) 島泉給油所	島泉 2 丁目 2 3 - 1	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	30,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	2,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,900
日之出石油(株)	大黒 2 7 6	一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油・灯油	4,000
		屋外タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	30,000
市川石油(株)	西浦 1 0 8 3 - 1	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	50,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	合計で 20,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	2,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,800
佐野石油	川向 2 1 1 7 - 6	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	30,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	20,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	2,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,000
			第 4 類	第 4 石油類 潤滑油	1,000
南斗石油	軽里 3 丁目 3 7 7 - 1 2	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	50,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	70,000
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	2,000
大池石油店	羽曳が丘 5 丁目 1 1 - 9	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	24,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	16,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	
フレスコ	向野 2 丁目 5 - 2 5	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	5,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	5,000
王水産業(株)	西浦 1 4 5 8	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
辻本組	蔵之内 7 6 2 - 2	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	9,600
羽曳野市役所	誉田 4 丁目 1 - 1	自家給油 取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	20,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
生陽運輸(株)	古市 6 丁目 1 0 - 1 7	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
スピードワーク	広瀬 1 3 0	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	20,000
			第 4 類	第 3 石油類 潤滑油	1,600
天見運輸(株)	野 6 3 5 - 2	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	20,000
羽曳野警察	誉田 4 丁目 2 - 1	自家給油 取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	10,000
キタバ物流サービス(株)	西浦 1 1 9 4	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	90,000
				第 3 石油類 廃油	10,000
				第 4 石油類 潤滑油	4,600
前田道路(株) 羽曳野合材工場	川向 1 2	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	30,000
		一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	9,840
大阪府食と緑の 総合技術センタ ー	尺度 4 4 2	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	4,400
		屋内貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 ガソリン	800
			第 4 類	第 1 石油類 混合油	100
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	200
			第 4 類	第 2 石油類 白灯油	200
			第 4 類	第 4 石油類 潤滑油	300
清水燃料	島泉 9 丁目 5 - 1	一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	4,500
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	30,000
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	9,600
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	9,600
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	60,000
内本米穀店	南恵我之荘 6 丁目 1 - 1 5	一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	9,600
関西伸銅工業株	広瀬 1 5 2	一般取扱所	第 4 類	第 3 石油類 ハイラレ ドオイル	10,230

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
(株)三ツ星 羽曳野工場	河原城 5 3 4	一般取扱所	第 4 類	第 3 石油類 D O P	3,000
			第 4 類	第 3 石油類 D B P	
			第 4 類	第 3 石油類 D I P P	
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	9,600
		屋外タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 D O P	16,000
			第 4 類	第 3 石油類 D B P	8,000
			第 4 類	第 3 石油類 可塑剤	24,000
		屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 接着剤	400
			第 4 類	第 1 石油類 塗料	200
			第 4 類	第 1 石油類 シンナー	600
化工材産業(株)	河原城 8 8、7 6 6	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 D O P	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 D I N P	5,000
			第 4 類	第 3 石油類 D ~ 1 1	5,000
			第 4 類	第 3 石油類 D O P	5,000
			第 4 類	第 3 石油類 重油	5,000
大 阪 府 立 呼 吸 器・アレルギー 医療センター	はびきの 3 丁目 7 - 1	一般取扱所	第 4 類	第 3 石油類 A 重油	8,208
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	25,000
大阪府南農業 協同組合	駒ヶ谷 1 2 1 - 3	一般取扱所	第 4 類	第 3 石油類 重油	5,000
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	30,000
末広砥油(株)	西浦 1 0 8 9 - 1	一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 白灯油	1,000
			第 4 類	第 2 石油類 2 号灯油	1,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	1,000
			第 4 類	第 2 石油類 重油	2,000
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 白灯油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 2 号灯油	15,000
柏羽藤環境 事業組合	川向 2 7	第 4 類	第 2 石油類 重油	15,000	
		地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	5,000
		自家給油 取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	1,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	4,000
大洋熱処理(株)	野 8	一般取扱所	第 4 類	第 4 石油類 焼入油	21,000
		一般取扱所	第 4 類	第 4 石油類 焼入油	29,950
(株)尺末組	飛鳥 9 2 4	一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
NHK中央 放送局	郡戸字大座間池 5 3 - 3	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	60,000
		一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	13,320
近畿日本鉄道 高鷲社員寮	島泉 9 丁目 7 - 1	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	4,400
関西電力(株) 羽曳野営業所	軽里 1 丁目 1 2 7	屋内貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 絶縁油	5,500
羽曳野スイミ ングスクール	軽里 3 丁目 2 3 6	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	4,000
ホテルベルシモ ン	軽里 1 丁目 1 0 - 2	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	5,000
碓井ポンプ場	碓井 3 丁目 3 8 8 - 1	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	5,000
近畿日本鉄道(株)	栄町 7 - 1 2	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン・ シンナー	480
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	1,700
			第 4 類	第 3 石油類 機械油	330
			第 4 類	第 4 石油類 機械油	100
	西浦 1 丁目 1 2 - 2 7	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	260
			第 4 類	第 1 石油類 揮発油	90
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	1,000
			第 4 類	第 2 石油類 シンナー	40
			第 4 類	第 2 石油類 ペンキ	116
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	1,000
			第 4 類	第 3 石油類 機械油	90
			第 4 類	第 4 石油類 機械油	1,378
			第 4 類	第 4 石油類 グリス	296
	西浦 1 丁目 1 7 4 7 - 1	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	1,500
			第 4 類	第 1 石油類 揮発油	90
		屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン・ シンナー	400
			第 4 類	第 2 石油類 灯油・灯油	1,200
			第 4 類	第 4 石油類 機械油	1,000
			第 4 類	第 4 石油類 機械油	
			第 4 類	第 3 石油類 グリス・塗 料	400

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
三栄基準寝具(株)	川向 2 0 8 4	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	9,500
ポリタイ化学(株)	川向 2 0 6 0 - 1	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 グラビア インキ溶剤	1,998
		屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 グラビア インキ溶剤	4,986
アルフレッサ(株)	伊賀 5 丁目 3 7 - 3	屋内貯蔵所	第 4 類	特殊引火物 エチル エーテル	5
			第 4 類	第 1 石油類 ベンゼン	100
			第 4 類	第 1 石油類 リグロイ ン	
			第 4 類	第 1 石油類 ラッカー シンナー	
			第 4 類	アルコール類 無水エタ ノール	500
			第 4 類	" エタノール	
			第 4 類	" 消毒用 エタノール	
			第 4 類	" イソプロピル アルコール	
			第 4 類	" 工業用 アルコール	
			第 4 類	" 燃料用 アルコール	
			第 4 類	" ネオ消毒用 アルコール	
			第 4 類	" 苦味チンキ	
			第 4 類	" 殺虫剤各種	
			第 4 類	" 芳香剤各種	
			第 4 類	第 2 石油類 氷酢酸	
			第 4 類	第 2 石油類 殺虫剤 各種	
			第 4 類	第 3 石油類 流動パラ フィン	500
			第 4 類	第 3 石油類 グリセリ ン	
			第 4 類	第 3 石油類 殺虫剤 各種	

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
(株)因幡電気 羽曳野工場	西浦 9 7 6	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 ラッカー	300
				第 2 石油類 シンナー	3,000
			第 4 類	第 2 石油類 合成樹脂 エナメル塗料	4,000
(株)南海	広瀬 1 8 1 - 2	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 シンナー	1,900
		屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 シンナー・ 塗料	1,500
			第 4 類	第 2 石油類 塗料	2,000
ヨドヤ包装(株)	駒ヶ谷 2 - 1 6 2	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 溶剤	225
			第 4 類	第 1 石油類 グラビア インキ	1,250
			第 4 類		
日産南大阪 車体整備(株)	広瀬 1 3 9 - 1	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 ホワイト ガソリン	980
			第 4 類	第 1 石油類 ラッカー シンナー	
			第 4 類	第 4 石油類 ギヤー油	100
			第 4 類	第 4 石油類 シリンダ ー油	
丸倉化成(株)	川向 2 0 6 0 - 1	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 グラビア インキ	1,998
なにわ学園	誉田字貝の脇 1 7 7 2 - 1	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	1,800
N T T 羽曳野ビル	翠鳥園 1 - 2 3	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	1,500
阪南企業 高安清掃	島泉 7 丁目 1 2 - 7	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
藤本病院	誉田 3 丁目 1 5 - 2 7	屋内タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	2,500
(株)キムラ	はびきの 2 丁目 2 8 7 - 2	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	40,000
			第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	10,000
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	2,000
			第 4 類	第 3 石油類 オイル	1,000
			第 4 類	第 4 石油類 オイル	1,800
コーナン商事(株)	誉田 5 丁目 4 7 3	一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	29,500

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
㈱シーケン	野 6 2 - 3	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 アンダーコート	810
			第 4 類	" トップコート	
			第 4 類	" 手吹用シンナー	
			第 4 類	" レクラック 2 3 8 8 シンナー	
			第 4 類	" X M 2 塗料	
			第 4 類	第 2 石油類 焼付 アクリル 樹脂塗料	250
		屋内貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	200
竹鶴油業㈱ 羽曳野西浦	西浦 1 1 5 0 - 3	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 シンナー	1,800
			第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	50,000
			第 4 類	第 2 石油類 灯油・軽油	30,000
			第 4 類	第 3 石油類 廃油	2,000
丹比荘病院	野 1 6 4	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 4 石油類 オイル	1,800
			第 4 類	第 2 石油類 灯油	2,000
㈱ニッセン	川向 2 2 2 - 9	屋外タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	10,000
羽曳野市立 と畜場	向野 2 丁目 4 - 1 4	地下タンク 貯蔵所	第 4 類 第 4 類	第 2 石油類 灯油	3,000
羽曳野市民総合 スポーツ施設 (コロセアム)	南 恵 我 之 荘 4 - 237 - 4	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 A 重油	18,000
		一般取扱所	第 4 類	第 3 石油類 A 重油	5,760
丸進運輸㈱	通法寺新開 1 5 8 - 5	自家給油 取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	20,000
茶谷塗料㈱ 南大阪営業所	野 6 2 9 - 4	二種販売 取扱所	第 4 類	第 1 石油類	5,040
				第 2 石油類	5,000
				第 3 石油類	600
				アルコール類	220
ケアサービス神田	駒ヶ谷 1 1 2 3 - 2	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 灯油	1,900
(有)グッチ クリエイト	碓井 3 - 4 6 7 - 1	屋外貯蔵所	第 4 類	第 4 石油類 エンジン オイル	100,000

名 称	設 置 場 所	危険物区分	類 別	品 名	数量 (リットル)
(有)カナエ化学	埴生野 1 0 9 8 - 2	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 ヘキサ・トルエン・ヘプタン	300
				第 1 石油類 廃油	400
				アルコール類	200
畑中塗料商会	尺度 1 8 3 - 5	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 シナー・塗料	600
				第 2 石油類 シナー・塗料	2,000
大阪府南部公園事務所 (石川公園駒ヶ谷地区)	駒ヶ谷 1 4 0	一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	1,042
				第 4 石油類 タービン油	40
		屋内貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	4,500
サンケイ工業(株)	河原城 8 0 0	屋外タンク貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	6,000
日之出石油(株)	大黒 2 7 6	一般取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油・灯油	4,000
		屋外タンク貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	30,000
廣瀬梱包運輸(株)	蔵之内 6 1 1 - 1	自家給油取扱所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	10,000
日本テクノ(株)	郡戸 3 3 - 5	一般取扱所	第 4 類	第 4 石油類 コメケンチ	14,500
出光興産(株)	埴生野 1 1 4 4 - 2	給油取扱所	第 4 類	第 1 石油類 ガソリン	60,000
				第 2 石油類 軽油・灯油	36,000
梅原軽金属(株)	古市 2 0 3 3 - 1	屋外タンク貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	14,700
ＩＦ・アイ・マックス	郡戸 3 6 9 - 1	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類 シナー・塗料	900
N T T 羽曳野営業所	翠鳥園 1 - 2 3	地下タンク貯蔵所	第 4 類	第 2 石油類 軽油	1,500
大久保賢三	野々上 2 - 3 7 - 3	第一種販売取扱所	第 4 類	第 1 石油類	500
				第 2 石油類	2,000
				第 3 石油類	1,800
太田金属工業	河原城 8 3 0 - 1	地下タンク貯蔵所	第 4 類	第 3 石油類 重油	9,600
貴志紙工(株)	駒ヶ谷 5 - 5	屋内貯蔵所	第 4 類	第 1 石油類	2,000
				第 2 石油類	

資料 34 市内の主な公共施設等

名 称	所 在 地	電 話
羽曳野市役所	誉田 4 丁目 1 番 1 号	958-1111
羽曳野市支所	南恵我之荘 3 丁目 1 番 1 号	955-0583
消防団本部	誉田 4 丁目 1 番 1 号	956-0119
羽曳野市水道局	誉田 4 丁目 1 番 1 号 総合福祉センター内	958-1111
石川浄水場	古市 3 丁目 1 0 番 4 号	958-2318 (時間外)958-2345
羽曳山配水場	はびきの 2 丁目 8 番 2 0 号	958-2338
壺井浄水場	壺井 1 5 4 番地の 1	958-2328
伊賀ポンプ場	伊賀 2 丁目 7 4 3 番地の 1	955-0196
碓井ポンプ場	碓井 3 丁目 3 8 8 番地	955-5600
市民会館	誉田 1 丁目 4 番 4 号	958-2311
人権文化センター	向野 2 丁目 9 番 7 号	955-4556
陵南の森総合センター（老人福祉センター・公民館・図書館）	島泉 8 丁目 8 番 1 号	952-2750
古市図書館	古市 1 丁目 1 番 1 1 号	958-0055
羽曳が丘コミュニティセンター（MOMOプラザ）	羽曳が丘西 2 丁目 5 - 1	957-5553
丹比コミュニティセンター（丹治はやプラザ）	榎山 2 5 1 番地の 1	937-4900
東部コミュニティセンター（石川プラザ）	古市 1 5 4 1 番地の 1	950-2002
青少年センター	古市 1 丁目 3 番 5 号	958-0050
市民体育館	西浦 1 0 4 7 番地	958-2340
市民プール（夏期のみ）	西浦 1 0 1 4 番地	957-1119
第 1 学校給食センター	西浦 6 丁目 4 8 番地	958-2306
第 2 学校給食センター	西浦 6 丁目 6 9 番地	958-1081
文化財保護課	白鳥 3 丁目 1 4 7 番地	957-1221
青少年児童センター	向野 3 丁目 1 番 3 3 号	952-0032
教育研究所	古市 1 丁目 2 番 5 号	958-0155
グレープヒル	駒ヶ谷 8 5 0	958-5511
駒ヶ谷テニスコート	駒ヶ谷 1 4 0 8 - 1	957-5963
保健センター・休日急病診療所	誉田 4 丁目 2 番 3 号	956-1000
柏羽藤消防組合消防本部	藤井寺市青山 3 丁目 6 1 3 - 8	958-0119
柏羽藤消防組合羽曳野出張所	羽曳が丘 4 丁目 1 4 番 1 8 号	957-1835
柏羽藤消防組合高鷺出張所	島泉 8 丁目 8 番 2 号	939-0119
柏羽藤環境事業組合（芝山衛生センター）	柏原市国府市場 1 丁目 1 1 番 3 5 号	977-3500
柏羽藤環境事業組合（柏羽藤クリーンセンター）	柏原市円明町 6 6 6	976-3333
羽曳野市土地開発公社	誉田 4 丁目 1 番 1 号	958-1111
羽曳野市社会福祉協議会	誉田 4 丁目 1 番 1 号	958-2315
羽曳野市シルバー人材センター	野々上 4 丁目 5 番 1 2 号	939-0600

(府関係)

名 称	所 在 地	電 話
羽曳野警察署	誉田 4 丁目 2 番 1 号	952-1234
食とみどりの総合技術センター	尺度 4 4 2 番地	958-6551
南河内府民センター	富田林市寿町 2 丁目 6 番 1 号	0721-25-1131
南河内教育事務所	富田林市寿町 2 丁目 6 番 1 号	0721-25-1131
南河内府税事務所	富田林市寿町 2 丁目 6 番 1 号	0721-25-1131
富田林土木事務所	富田林市寿町 2 丁目 6 番 1 号	0721-25-1131
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺 1 丁目 8 番 3 6 号	955-4181
大阪府南部流域下水道事務所	松原市上田 6 丁目 2 - 2 8	334-1771
大和川流域下水道組合	松原市天美西 7 丁目 2 6 5 - 1	336-0231
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	羽曳野 3 丁目 7 - 1	957-2121

(国関係)

名 称	所 在 地	電 話
羽曳野労働基準監督署	誉田 3 丁目 1 5 - 1 7	956-7161
大阪法務局富田林出張所	富田林市甲田 1 丁目 7 - 2	0721-23-2432
羽曳野市簡易裁判所	誉田 3 丁目 1 5 - 1 1	956-0176
羽曳野区検察庁	誉田 3 丁目 1 5 - 8	956-0201
宮内庁書陵部古市陵墓監区事務所	誉田 6 丁目 1 1 - 3	955-1115
富田林税務署	富田林市若松町 2 丁目 1 6 9 7 - 1	0721-24-3281
藤井寺郵便局	藤井寺市藤ヶ丘 3 丁目 1 1 - 1 4	954-2601

(小学校)

名 称	所 在 地	電 話
古市小学校	古市 1 丁目 2 - 5	958-3321
駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷 3 4 4 - 1	958-3371
西浦小学校	西浦 1 0 5 0 番地	958-3351
埴生小学校	伊賀 5 丁目 6 - 3 7	955-0329
高鷲小学校	島泉 2 丁目 1 - 1 9	955-4481
丹比小学校	郡戸 2 0 6 番地	955-1815
羽曳が丘小学校	羽曳が丘 6 丁目 8 - 1	958-3361
白鳥小学校	白鳥 3 丁目 8 - 1 7	958-3341
高鷲南小学校	高鷲 2 丁目 1 2 - 1	953-4008
古市南小学校	古市 5 丁目 1 4 - 3 8	958-3331
恵我之荘小学校	南恵我之荘 7 丁目 8 - 3 5	953-0001
高鷲北小学校	島泉 4 丁目 3 - 3 3	938-5411
埴生南小学校	はびきの 6 丁目 6 - 1	958-3488
西浦東小学校	広瀬 7 5 - 3	958-8100

(中学校)

名 称	所 在 地	電 話
誉田中学校	誉田 6 丁目 5 - 3 7	955-4765
高鷲中学校	島泉 9 丁目 1 4 - 4	955-4488
羽曳野中学校	伊賀 5 丁目 4 2 - 1	953-0007
峰塚中学校	西浦 6 丁目 4 8 番地	968-3301
高鷲南中学校	高鷲 2 丁目 2 - 1	955-9388
河原城中学校	桃山台 4 丁目 1 2 3 番地	954-6767

(高等学校)

名 称	所 在 地	電 話
府立羽曳野高校	大黒 7 7 6 番地	957-0001
府立西浦高校	西浦 2 丁目 1 7 9 7 番地	958-0333

(短大・大学)

名 称	所 在 地	電 話
府立看護大学	はびきの 3 丁目 7 - 3 0	950-2111
四天王寺国際仏教大学・短期大学部	学園前 3 丁目 2 - 1	956-3181

(幼稚園)

名 称	所 在 地	電 話
古市幼稚園	古市 4 丁目 2 - 1 0	958-3325
古市南幼稚園	古市 1 3 5 5 - 6	958-3335
埴生幼稚園	伊賀 6 丁目 1 - 9	955-4588
丹比幼稚園	郡戸 2 5 5 番地の 1	954-1493
西浦幼稚園	西浦 1 0 7 7 番地	958-3355
高鷲幼稚園	恵我之荘 2 丁目 1 0 - 1 3	955-1405
高鷲南幼稚園	高鷲 9 丁目 2 - 1 2	955-4148
羽曳が丘幼稚園	羽曳が丘西 3 丁目 4 - 4 5	958-3365
駒ヶ谷幼稚園	駒ヶ谷 3 4 3 - 1	958-3375
白鳥幼稚園	白鳥 3 丁目 1 1 - 8	958-3345
恵我之荘幼稚園	南恵我之荘 6 丁目 3 6 番地	938-5987
埴生南幼稚園	桃山台 2 丁目 3 - 2 8	957-1919
西浦東幼稚園	広瀬 9 7 - 1	957-7200
高鷲北幼稚園	島泉 5 丁目 3 - 2 0	938-5577
(私立) 白鳩羽曳野幼稚園	羽曳が丘 3 丁目 5 - 1 4	957-0555

(保育園)

名 称	所 在 地	電 話
駒ヶ谷保育園	駒ヶ谷 1 4 8 番地	958-3348
下開保育園	古市 1 3 9 4 番地	958-3318
軽里保育園	軽里 3 丁目 2 2 2 番地	958-3338
島泉保育園	島泉 1 丁目 1 6 - 6	953-4624
はびきの保育園	はびきの 4 丁目 2 0 - 1 7	958-3328
向野第 1 保育園	向野 5 2 3 番地	953-2071
向野第 2 保育園	向野 2 丁目 1 4 - 1 2	939-8373
(社会福祉法人) 高鷲保育園	南恵我之荘 2 丁目 6 - 2 2	953-3883
(社会福祉法人) 坂門ヶ原保育	東阪田 2 6 4	956-6246
(社会福祉法人) 陽気保育園	恵我之荘 2 丁目 9 - 4	954-9630
(社会福祉法人) 誉田保育園	誉田 3 丁目 2 - 3 0	958-2525
((社会福祉法人) 郡戸保育園	郡戸 3 9 4 - 2	938-5280
(社会福祉法人) 高屋保育園	古市 7 丁目 4 - 1	957-1234
(社会福祉法人) 四天王寺悲田 院保育園	学園前 6 丁目 1 - 1	956-2985
(社会福祉法人) あおぞら保育 園	古市 2 丁目 2 - 2 7	950-1105
(社会福祉法人) ベビーハウス 社協	高鷲 9 丁目 2 - 1 7	930-0240

資料 35 市保有車両の状況（車両 1 3 6 台、単車 3 0 台）

平成 19 年 4 月 1 日現在

車種	登録番号	車名(年式)	保管課	人員及び積載量	備考
マイクロバス (8 台)	和泉22す 913	三菱 エアロミディ(6)	管財用地	29人	
	和泉22す1358	三菱 ロ - ザ - (9)	管財用地	25人	
	和泉22す1606	トヨタ ハイエ - ス(11)	管財用地	15人	
	和泉200さ 101	三菱 ローザー(12)	管財用地	29人	
	和泉200さ 286	トヨタ ハイエ - ス(14)	管財用地	15人	
	和泉200さ 385	三菱 ローザー(15)	管財用地	26人	
	和泉200さ 441	三菱 ローザー(16)	管財用地	26人	
	和泉800さ8926	三菱 ローザー(16)	管財用地	20人	リフト付・ 車椅子
ライトバン (1 2 台)	和泉46ぬ2092	トヨタ カロ - ラ(7)	道の駅	5人	
	和泉46ぬ4710	トヨタ カロ - ラ(8)	管財用地	5人	
	和泉46ぬ4711	トヨタ カロ - ラ(8)	管財用地	5人	
	和泉46の8264	トヨタ ハイエ - ス(9)	管財用地	9人	
	和泉46の8322	トヨタ カロ - ラ(9)	管財用地	5人	
	和泉46の8323	トヨタ カロ - ラ(9)	給食センター	5人	
	和泉400す2906	トヨタ タウンエ - ス(13)	L I C 図書館	6人	
	和泉400せ7701	マツダ ボンゴ(15)	管財用地	6人	
	和泉400た1253	トヨタ サクシード(17)	管財用地	5人	
	和泉400た9329	ニッサン バネット(18)	陵南図書	6人	
	和泉400た9351	ニッサン A Dバン(18)	管財用地	5人	
	和泉400た9352	ニッサン A Dバン(18)	管財用地	5人	
小型乗用 (1 2 台)	和泉52め7058	トヨタ マ - ク (2)	管財用地	5人	
	和泉53ま7430	トヨタ カロ - ラ(5)	管財用地	5人	
	和泉53て9536	マツダ ボンゴ(7)	保健センター	8人	
	和泉54ひ1016	トヨタ カロ - ラ(8)	管財用地	5人	
	和泉54や6250	トヨタ カロ - ラ(9)	秘書	5人	

車種	登録番号	車名(年式)	保管課	人員及び積載量	備考
	和泉77ま5390	トヨタ タウンエ - ス(11)	保健センター	8人	
	和泉500に5744	ダイハツ アトレ7 (13)	いきがいサロン 2号館	7人	
	和泉500ま1060	ダイハツ アトレ7 (14)	いきがいサロン 3号館	7人	
	和泉500ま1446	ニッサン セレナ(14)	管財用地	8人	
	和泉500ま1798	三菱 パジェロイオ(14)	管財用地	5人	
	和泉500も6406	マツダ ボンゴ(15)	いきがいサロン 5号館	8人	
	和泉501す9619	ホンダ ステップワゴン(16)	いきがいサロン 6号館	8人	
普通乗用車 (5 台)	和泉33ね8716	ニッサン シ - マ(5)	議長	5人	
	和泉33ね8717	ニッサン シ - マ(5)	市長	5人	
	和泉33の6008	ニッサン セドリック(5)	特別職	5人	
	和泉300ぬ 125	ニッサン セドリック(14)	特別職	5人	
	和泉300ぬ4712	ニッサン キャラバン(18)	管財用地	8人	
貨物 (3 台)	和泉400せ2133	トヨタ タウンエース(14)	管財用地	3人 750kg	
	和泉400せ5976	三菱 キャンター(15)	管財用地	3人 2t	
	和泉400た2391	トヨタ タウンエース(17)	管財用地	3人 750kg	リフト付
ダンプ (8 台)	和泉11ね1904	イズズ エルフ(10)	維持管理	3人 2t	
	和泉100さ3270	三菱 キャンタ - (13)	維持管理	6人 2t	
	和泉800す 251	日野 デュトロ(17)	維持管理	3人 2t	
	和泉800す 252	日野 デュトロ(17)	維持管理	3人 2t	
	和泉400た9399	ニッサン パネット(18)	管財用地	3人 700kg	
	和泉800す1596	イズズ エルフ(18)	維持管理	3人 3t	
	和泉800す1652	イズズ エルフ(18)	維持管理	3人 3t	
	和泉100す2208	日野 デュトロ(18)	管財用地	3人 2t	
特殊・特種 (1 6 台)	泉00も 580	コマツ ショベル50(56)	維持管理		
	ハ`ワ-ショベル	コマツ(62)	維持管理		
	和泉88ひ1731	ニッサン 消防指令車(4)	危機管理室	5人	

車種	登録番号	車名(年式)	保管課	人員及び積載量	備考
	和泉11に7239	イズズ クレ - ン車(5)	碓井下水処理場	3人	
	和泉88す5734	イズズ 高所作業車(6)	管財用地	3人	
	和泉88す6779	イズズ 汚泥吸引車(7)	維持管理	3人	
	和泉88す8175	三菱 給水車(8)	管財用地	3人	
	和泉88す9071	トヨタ 公害測定車(8)	環境衛生	4人	天然ガス
	和泉88せ1332	マツダ 塵芥車(9)	管財用地	3人	天然ガス
	マイクシヨベル	コマツ シヨベル(11)	維持管理		
	羽曳野 523	コマツ シヨベル30(11)	維持管理		
	羽曳野 532	コマツ シヨベル20(12)	維持管理		
	和泉800さ2494	トヨタ ハイエース(12)	西浦小学校	10人	リフト付・ 車椅子
	和泉800さ 6025	ミツピシ 塵芥車(14)	維持管理	3人	天然ガス
	和泉800す 706	イズズ 高圧洗浄車(17)	維持管理	3人	
	和泉000る 83	コマツ シヨベル80(18)	維持管理		
軽自動車 (54台)	和泉41ぬ5034	ダイハツ ハイゼット(6)	維持管理	2人	ダンプ
	和泉41ね8520	ダイハツ ハイゼット(6)	環境衛生	2人	防疫車
	和泉41ね9901	三菱 ミニキャブ(6)	環境衛生	2人	ダンプ
	和泉41は1384	スズキ エブリ - (7)	管財用地	4人	
	和泉41は1500	スズキ エブリ - (7)	管財用地	4人	
	和泉41は1501	スズキ エブリ - (7)	管財用地	4人	
	和泉41は9291	スズキ キャリー(7)	管財用地	2人	ダンプ
	和泉41ほ 180	マツダ スクラム(8)	管財用地	4人	
	和泉41ほ 181	マツダ スクラム(8)	管財用地	4人	
	和泉41ほ 182	マツダ スクラム(8)	管財用地	4人	
	和泉50ひ5076	マツダ A Zワゴン(8)	支所	4人	
	和泉50ひ5077	マツダ A Zワゴン(8)	市民大学	4人	
	和泉50ひ5078	マツダ A Zワゴン(8)	管財用地	4人	
	和泉50ひ5079	マツダ A Zワゴン(8)	管財用地	4人	

車種	登録番号	車名(年式)	保管課	人員及び積載量	備考
	和泉41ほ2452	マツダ スクラム(8)	下水総務	4人	道路パトロールカー
	和泉50ま7933	マツダ A Zワゴン(9)	管財用地	4人	
	和泉50ま7934	マツダ A Zワゴン(9)	管財用地	4人	
	和泉50ま7935	マツダ A Zワゴン(9)	管財用地	4人	
	和泉41み8900	スズキ キャリー(9)	維持管理	2人	リフト付
	和泉41み8901	スズキ エブリ - (9)	古市子育て支援センター	4人	
	和泉41み8902	スズキ エブリ - (9)	管財用地	4人	
	和泉41み8903	スズキ エブリ - (9)	管財用地	4人	
	和泉41む4181	スズキ エブリ - (9)	管財用地	4人	
	和泉41も3698	スズキ キャリー(10)	管財用地	2人	トラック
	和泉41も3699	スズキ エブリ - (10)	管財用地	4人	
	和泉41も3700	スズキ エブリ - (10)	管財用地	4人	
	和泉41も3701	スズキ エブリ - (10)	管財用地	4人	
	和泉41ゆ7994	スズキ エブリ - (11)	管財用地	4人	
	和泉50よ6940	スズキ ワゴンR(11)	陵南 老人	4人	
	和泉50よ6941	スズキ ワゴンR(11)	人権文化センター	4人	
	和泉41よ5021	スズキ キャリー(11)	維持管理	2人	
	和泉51い1388	スズキ ワゴンR(12)	管財用地	4人	スピーカー付
	和泉43え 171	スズキ エブリ - (14)	青少年児童センター	4人	
	和泉43え 172	スズキ エブリ - (14)	管財用地	4人	
	和泉43え 173	スズキ エブリ - (14)	古市図書館	4人	
	和泉43え 174	スズキ エブリ - (14)	管財用地	4人	
	和泉43え 577	ミツビシミニキャブ(14)	環境衛生	2人	ダンプ
	和泉51せ3621	スズキ ワゴンR(14)	環境衛生	4人	天然ガス
	和泉43き 156	スズキ エブリ - (15)	管財用地	4人	青色回転灯スピーカー付
	和泉43き 157	スズキ エブリ - (15)	管財用地	4人	青色回転灯スピーカー付

車種	登録番号	車名(年式)	保管課	人員及び積載量	備考
	和泉43き 158	スズキ エブリ - (15)	管財用地	4人	青色回転灯 スピーカー付
	和泉43き 159	スズキ エブリ - (15)	管財用地	4人	青色回転灯
	和泉51つ4620	三菱 E Kワゴン(15)	管財用地	4人	
	和泉51つ4621	三菱 E Kワゴン(15)	管財用地	4人	
	和泉43け4109	スズキ キャリー(16)	維持管理	2人	リフト付トラック
	和泉580い19926	ダイハツ ムーヴ(17)	管財用地	4人	
	和泉480あ9055	ダイハツ ハイゼット(17)	管財用地	4人	
	和泉580う3230	スズキ ワゴン R (17)	管財用地	4人	
	和泉580か4998	スズキ ワゴン R (17)	管財用地	4人	スピーカー付
	和泉480い19647	スズキ エブリ - (17)	管財用地	4人	青色回転灯
	和泉480う9227	ダイハツ ハイゼット(18)	管財用地	4人	
	和泉480う9228	ダイハツ ハイゼット(18)	管財用地	4人	
	和泉480え 627	ダイハツ ハイゼット(18)	管財用地	2人	トラック
	和泉880あ 326	ダイハツ ハイゼット(18)	維持管理	4人	道路パトロールカー
普通消防車 (9 台)	和泉88さ8063	トヨタ M - F J 6 (62)	古市第一分団	7人	
	和泉88す2922	トヨタ M - F J 7 (3)	高鷲第二分団	7人	
	和泉88す3957	トヨタ M - F J 7 (4)	古市第二分団	7人	
	和泉88す5036	ニッサン Z - F G Y (5)	駒ヶ谷 第一分団	7人	
	和泉88す7191	三菱 U - F E 5 (7)	埴生第一分団	8人	
	和泉88せ2903	トヨタ トヨエ - ス(10)	伊賀	8人	
	和泉88せ3601	三菱 U - F E 5 (10)	西浦第一分団	8人	
	和泉831み 119	日野 PD-X Z U304 E (16)	丹比第一分団	8人	
	和泉832せ 119	日野 PD-X Z U304 E (18)	高鷲第一分団	8人	
軽消防車 (9 台)	和泉80あ 359	スバル サンバ - (63)	野々上	4人	
	和泉80あ 360	スバル サンバ - (63)	新田	4人	
	和泉80あ 361	スバル サンバ - (63)	郡戸	4人	

車種	登録番号	車名(年式)	保管課	人員及び積載量	備考
	和泉80あ 362	スバル サンバ - (63)	樫山	4人	
	和泉80あ 363	スバル サンバ - (63)	河原城	4人	
	和泉80あ 364	スバル サンバ - (63)	尺土	4人	
	和泉80あ 365	スバル サンバ - (63)	東阪田	4人	
	和泉80あ 366	スバル サンバ - (63)	大黒	4人	
	和泉80あ 367	スバル サンバ - (63)	飛鳥	4人	
単車 (3 0 台)	公88	ホンダ S K 5 0 (3)	高鷲南小学校		
	公90	ホンダ S K 5 0 (3)	恵我之荘小学校		
	公125	ホンダ A F 2 7 (5)	管財用地		
	公126	ホンダ A F 2 7 (5)	高鷲北小学校		
	公129	ホンダ A F 2 7 (5)	駒ヶ谷小学校		
	公151	ヤマハ Y J 5 0 (6)	保健センター		
	公152	ヤマハ Y J 5 0 (6)	保健センター		
	公156	ホンダ A F 2 7 (6)	古市南小学校		
	公157	ホンダ S K 5 0 (6)	西浦東小学校		
	公159	ホンダ S K 5 0 (6)	管財用地		
	公160	ホンダ A F 2 7 (6)	L I C 図書館		
	公163	ヤマハ T 5 0 F J D 3 (7)	老人いこいの家		
	公166	ヤマハ Y J 5 0 (7)	保健センター		
	公167	ヤマハ Y J 5 0 (7)	教育研究所		
	公168	ホンダ A F 2 7 (7)	高鷲小学校		
	公169	ホンダ A F 2 7 (7)	青少年児童センター		
	公170	ホンダ A F 2 7 (7)	羽曳ヶ丘小学校		
	公171	ホンダ A F 2 7 (7)	丹比小学校		
	公207	ヤマハ Y J 5 0 (8)	保健センター		
	公277	ヤマハ Y J 5 0 (9)	管財用地		
	公278	ヤマハ Y J 5 0 (9)	保健センター		

車種	登録番号	車名(年式)	保管課	人員及び 積載量	備考
	公266	ヤマハ BA50CJO(14)	保険年金		
	公267	ヤマハ BA50CJO(14)	保険年金		
	公268	ヤマハ BA50CJO(14)	高年介護		
	公269	ヤマハ BA50CJO(14)	保険年金		
	公270	ヤマハ BA50CJO(14)	保険年金		
	公291	ホンダ AF56(17)	管財用地		
	公292	ホンダ AF56(17)	管財用地		
	公302	ホンダ AF56(18)	管財用地		
	公303	ヤマハ BA50CJO(18)	管財用地		

資料 36 気象庁震度階級関連開設表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4.5	5 弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.0	5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
5.5	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.0	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

計測震度	震度階級	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0				
	1				
1.5	2				
2.5	3				
3.5	4				
4.5	5 弱	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5 強	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5	6 弱	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6 強	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5	7	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	

ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである

資料 37 一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領

一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領

大阪府都市整備部河川室（以下「大阪府河川室」という。）と大阪管区气象台は、「大阪府と気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成15年4月25日）」（以下「協定」という。）に基づき、一級河川大和川水系石川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1．洪水予報を行う区域

洪水予報は、平成15年4月25日大阪府告示第746号により公表した、本要領付図1に示した区間を1つの予報区域として実施する。

2．洪水予報の作業場所

洪水予報作業は大阪府河川室では河川環境課、大阪管区气象台では技術部予報課において実施するものとする。

3．洪水予報を行う際の連絡および資料の交換

(1) 洪水予報作業に関する連絡責任者は、大阪府河川室においては河川環境課長、大阪管区气象台においては予報課長とする。

連絡方法については、「大阪府と大阪管区气象台間の情報の交換に関する協定」により大阪府と大阪管区气象台間に接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）または、電話・ファックスによるものとする。

(2) 資料の交換は情報システムを用いる。

(3) 情報システムにより交換する資料に含まれる、石川流域内の気象庁雨量観測所、大阪府雨量・水位観測所の所在は付表1、位置図は付図1のとおりである。

4．洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先および伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5．洪水予報作業の開始および終了

(1) 洪水予報作業の開始時期はいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3(1)に示す流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想される時。

イ 付表3(2)に示すいずれかの基準地点の水位が指定水位(洪水予報作業開始の基準となる水位)を超え、引き続きかなりの増水が予想される時。

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があった時。

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められ、今後水位が上昇する見込みがない場合に、双方が協議のうえ決定する。

6．洪水予報の発表

- (1) 予報文は標題、発表年月日時分、発表官署名、種類、主文、注意事項、現況・予想文等をもって構成し、付図3 に示す語句を用いることを基本とし、発表形式は付図4 のとおりとする。ただし、緊急に発表が必要な時は、予報文を付図5 に例示するように簡略化し、迅速な発表を行う。
- (2) 発表番号は、洪水毎に一連番号とし、解除を最終番号とする。
- (3) 予報文の起案は相互に密接な連絡を保ちつつ、情報システムを用いた予報文案の交換により行うものとし、起案後は双方速やかに決裁するものとする。

7．洪水予報の基準

- (1) 洪水注意報は付表1(3)に示すいずれかの基準地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想される場合に発表する。
- (2) 洪水警報は付表1(3)に示すいずれかの基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超える洪水となることが予想される場合に発表する。

8．情報システム障害時の措置

情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- (1) 大阪府河川室と大阪管区気象台の資料の交換については、付表4 の資料について、ファックスまたは電話等により、必要に応じ適宜通報するものとする。
- (2) 大阪府河川室と大阪管区気象台の間の予報文案の交換については、付図3 に示した用紙を用いファックスまたは電話等により行うものとする。ただし、速やかな発表を行うため、適宜、予報文を付図5 に例示するように簡略化する。
- (3) 障害時の予報文の部外機関への伝達については、大阪府河川室と大阪管区気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

9．その他

本要領の内容を変更する必要がある場合、または本要領の定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議する。

平成15年 4月25日

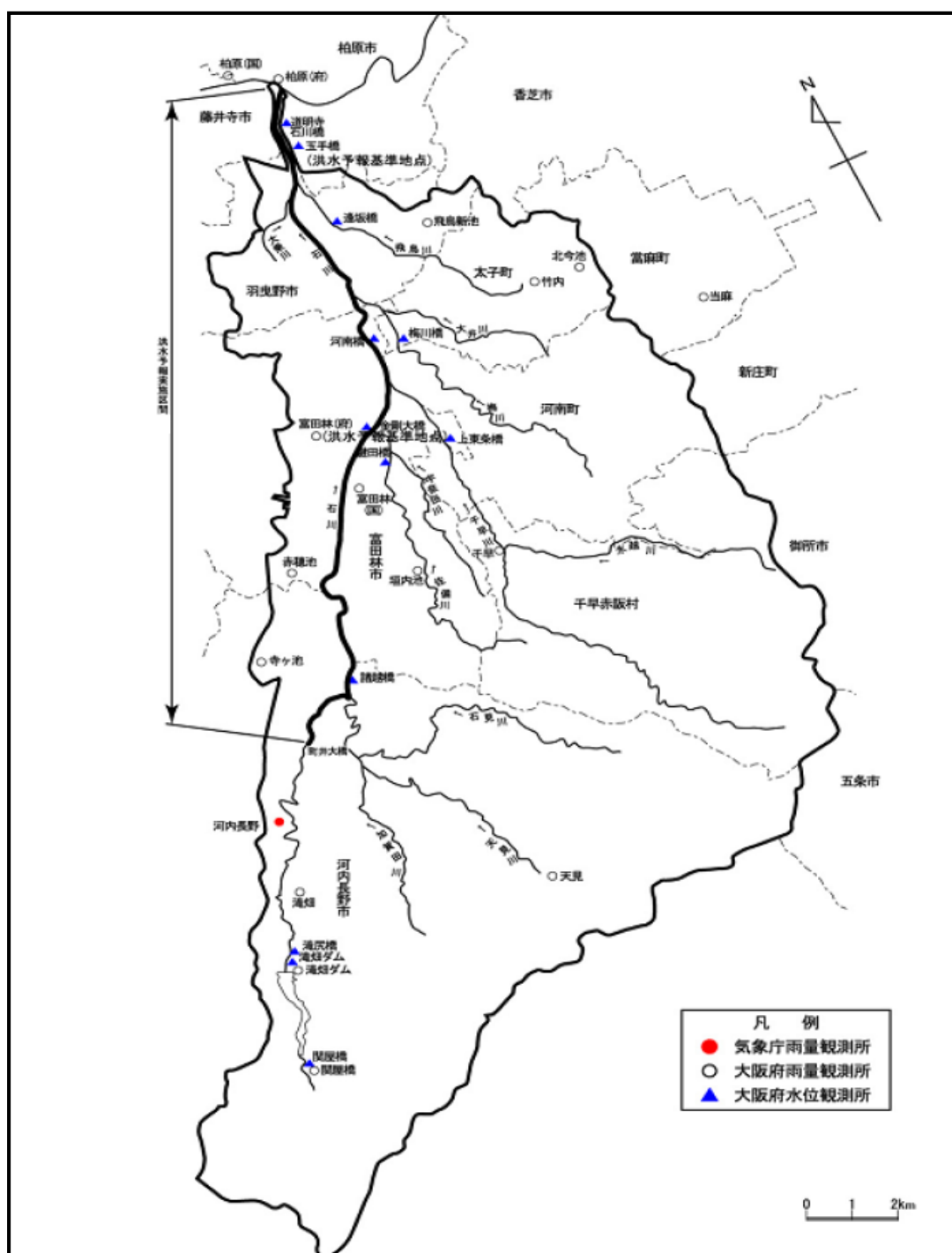
平成17年10月13日（一部改定）

平成18年 4月 1日（一部改定）

平成19年 2月13日（一部改定）

大阪府都市整備部 河川室長 川口 恵司

大阪管区気象台技術部 予報課長 松村 哲



河川名	実施区間		延長 L (km)	基準地点	担当部署
石川	左岸	河内長野市高向1778 番 2 地先町井大橋下流端から一級河川大和川への合流点まで	18.5	たまたばし玉手橋	大阪府都市整備部河川室
	右岸	河内長野市高向1646 番1 地先町井大橋下流端から一級河川大和川への合流点まで		こんごうおおはし金剛大橋	気象庁大阪管区气象台

付図 1 石川洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図

付表 1 情報システムにより交換される資料に含まれる石川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流 域	観 測 所 名		所 在 地	標高(m)
石 川	河内長野	かわちながの	河内長野市日野 452	160.0

(2) 大阪府雨量観測所

流 域	観 測 所 名		所 在 地	標高(m)
石 川	柏原	かしわら	柏原市安堂町 1-55 柏原市役所内	22.0
	富田林	とんだばやし	富田林市寿町 富田林土木事務所内	78.0
	千早	ちはや	南河内郡千早赤阪村 千早赤阪村役場内	115.0
	滝畑ダム	たきはただむ	河内長野市滝畑 1576-3	274.0
	関屋橋	せきやばし	河内長野市滝畑 239-1	289.0

(3) 大阪府水位観測所(基準地点)

河川	観 測 所 名		位 置 (緯度経度)	所 在 地	通報 水位 (m)	警戒 水位 (m)	危険 水位 (m)	計画 高水位 (m)
石川	金剛大橋	こんごう おおはし	N 4°30'04" E 135°36'39"	富田林市 山中田町	1.25	2.00	3.30	4.11
石川	玉手橋	たまてばし	N 34°33'58" E 135°37'17"	藤井寺市 道明寺3丁目	1.75	3.00	5.00	5.64

(4) 大阪府水位観測所(基準地点以外)

河川	観 測 所 名		位 置(緯度経度)	所 在 地	通報 水位 (m)	警戒 水位 (m)
石川	関屋橋	せきやばし	N 34°22'29" E 135°31'17"	河内長野市 滝畑	1.20	1.50
	河南橋	かなんばし	N 34°31'03" E 135°37'02"	富田林市 川面町2丁目	1.50	2.75
	諸越橋	もろこしばし	N 34°27'03" E 135°34'26"	河内長野市 末広町	0.50	1.25

付表 2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法	電話番号 Fax 番号	担当機関・官署
国土交通省近畿地方整備局	N T T F a x	TEL 06-6942-1141 FAX 06-6949-0864	大阪府
国土交通省大和川河川事務所	"	TEL 072-971-1381 FAX 072-973-3967	"
大阪府危機管理室	N T T F a x、 防災情報提供装置	TEL 06-6941-0351 FAX 06-6944-6654	大阪府大阪管区气象台
大阪府都市整備部河川室	-	TEL 06-6944-7592 FAX 06-6949-3129	-
大阪府富田林土木事務所	N T T F a x	TEL 0721-25-6001 FAX 0721-25-6109	大阪府
大阪府八尾土木事務所	"	TEL 072-994-6621 FAX 072-924-2466	"
大阪府都市整備部下水道課	"	TEL 06-6944-6792 FAX 06-6944-6793	"
大阪府南部流域下水道事務所	"	TEL 072-334-1771 FAX 072-334-1788	"
大阪府都市整備部公園課	"	TEL 06-6941-0351 FAX 06-6944-6796	"
柏原市	"	TEL 072-972-1501 FAX 072-971-5089	"
藤井寺市	"	TEL 072-939-1111 FAX 072-955-6607	"
羽曳野市	"	TEL 072-958-1111 FAX 072-957-1371	"
富田林市	"	TEL 0721-25-1000 FAX 0721-20-2072	"
河内長野市	"	TEL 0721-53-1111 FAX 0721-55-1818	"
太子町	"	TEL 0721-98-0300 FAX 0721-98-4514	"
河南町	"	TEL 0721-93-2500 FAX 0721-93-4691	"
陸上自衛隊 第三師団	"	TEL 0727-81-0021 FAX 内線 233	"
陸上自衛隊 第 37 普通科連隊	"	TEL 0725-41-0090 FAX 内線 226	"
河川情報センター	"	TEL 06-6944-2711 FAX 06-6944-2710	"

N T T 西日本または東日本	オンライン (警報のみ伝達)	-	大阪管区气象台
N H K 大阪放送局	防災情報提供装置	TEL 06-6937-3106 FAX 06-6942-6770	"
朝日放送	"	TEL 06-6457-5785 夜 06-6457-5308 FAX 06-4796-0808	"
共同通信社	"	TEL 06-6229-4155 FAX 06-6204-0937	"
読売テレビ	"	TEL 06-6947-2364 FAX 06-6942-7734	"
日本経済新聞	"	TEL 06-6943-7127 FAX 06-6941-2676	"
関西テレビ	"	TEL 06-6314-8808 FAX 06-6314-8826	"
朝日新聞	"	TEL 06-6201-8179 FAX 06-6231-3673	"
産経新聞	"	TEL 06-6633-9741 FAX 06-6633-9740	"
関西電力	"	TEL 06-6441-8821 FAX 06-6441-8839	"
淀川ダム統合管理事務所 (大和川河川事務所)	"	TEL 072-856-3131 FAX 072-866-0299	"
陸上自衛隊第三師団司令部	"	TEL 072-781-0021 FAX 072-781-0021	"
近畿管区警察局	"	TEL 06-6944-1234 FAX 06-6945-4489	"
大阪市危機管理室	"	TEL 06-6208-7385 FAX 06-6202-3776	"
毎日放送	"	TEL 06-6359-3527 FAX 06-6359-3528	"
読売新聞	"	TEL 06-6366-1640 FAX 06-6361-0733	"
F M C O ・ C O ・ L O	"	TEL 06-6615-7650 FAX 06-6612-7650	"
大阪府警察本部	F ネット	TEL 06-6943-1234 FAX 06-6941-1022	"
近畿日本鉄道	"	TEL 06-6775-3568 FAX 06-6775-3604	"
N T T 西日本大阪支店	"	TEL 06-4795-3355 FAX 06-6455-0296	"
南海電気鉄道	"	TEL 06-6632-8400 FAX 06-6644-7162	"
泉北高速鉄道	"	TEL 0725-57-0421 FAX 0725-56-7710	"
毎日新聞	"	TEL 06-6346-8009 FAX 06-6346-8185	"
日本気象協会関西支社	"	TEL 06-6266-7606 FAX 06-6266-7635	"

付表 3 (1) 洪水予報作業の開始基準雨量 (配備基準雨量)

河 川	流 域	3 時間雨量 (実況 2 h + 予測 1 h)
石 川	金剛大橋観測所上流域	5 0 mm

付表 3 (2) 洪水予報作業の開始基準水位 (配備基準水位)

河 川	水 位 観 測 所	実 況 水 位
石 川	金剛大橋観測所	1 . 2 5 m
	玉手橋観測所	1 . 7 5 m

) 通報水位

付表 4 情報システム障害時に交換する資料

(1) 大阪管区气象台から大阪府河川室に通報するもの

ア 大阪府に発表された注意報・警報(水防活動用)

イ 気象情報(大雨, 台風, 低気圧, 梅雨等)

ウ レーダー・アメダス解析雨量

エ 降水短時間予報

オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(実況, 3 時間先までの予測雨量)

石川 金剛大橋 (富田林市山中田町)

玉手橋 (藤井寺市道明寺 3 丁目)

(2) 大阪府河川室から大阪管区气象台に通報するもの

ア 次の観測所の雨量(実況)

石川 富田林 (富田林市寿町)

千早 (南河内郡千早赤阪村)

柏原 (柏原市安堂町 1-55 柏原市役所内)

滝畑ダム (河内長野市滝畑 1576-3)

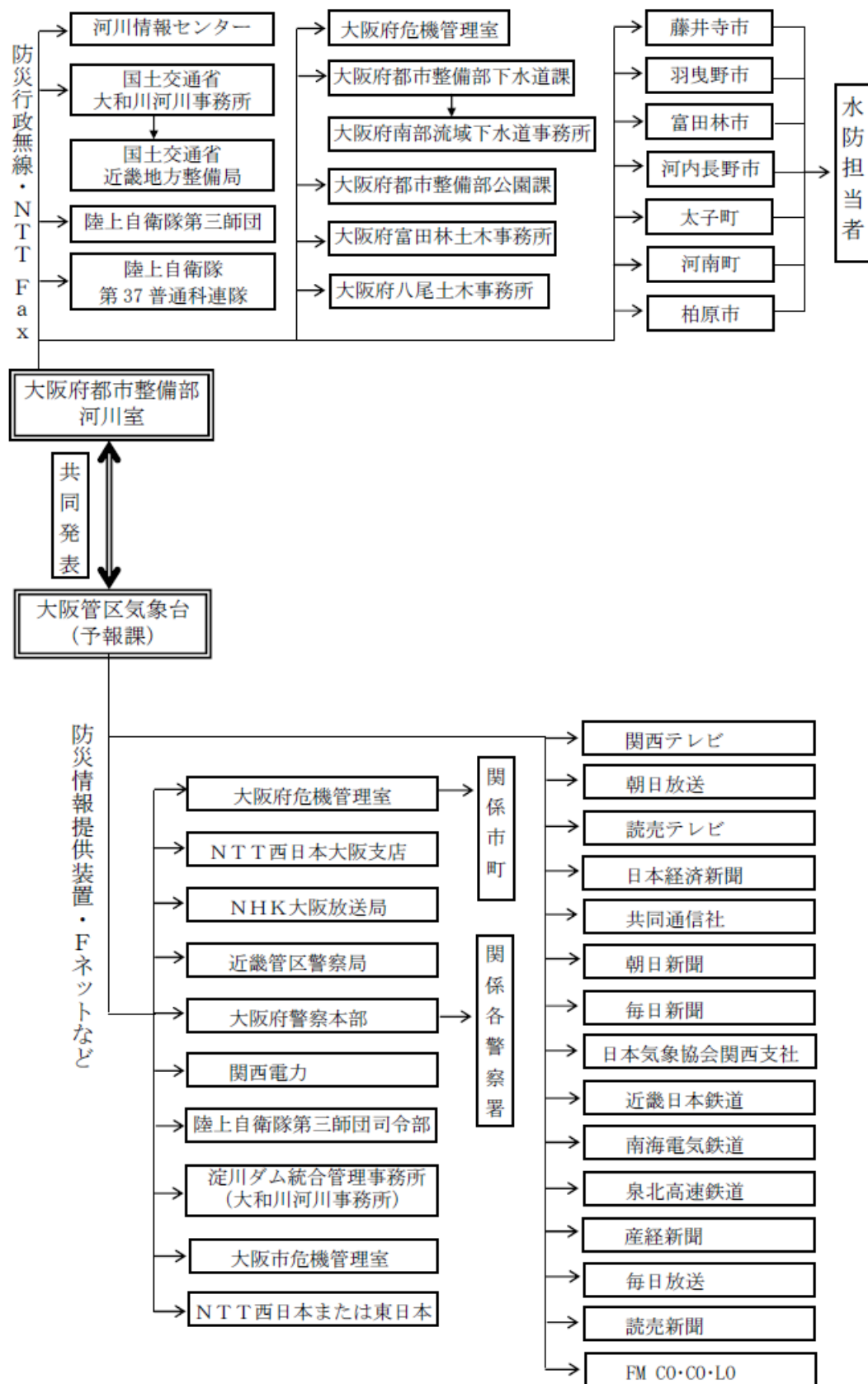
関屋橋 (河内長野市滝畑 239-1)

イ 次の観測所水位(実況および 3 時間先までの予測)

石川 金剛大橋 (富田林市山中田町)

玉手橋 (藤井寺市道明寺 3 丁目)

付図 2 洪水予報の伝達先等



付図3 大和川水系石川洪水予報

大和川水系 石川洪水予報 第 号

平成 年 月 日 時 分

大阪府・大阪管区気象台 共同発表

区分	番号	発表内容
主文	1	石川（洪水注意報・洪水警報・洪水情報）（発表・発表〔切替〕・解除）
	2	石川（洪水注意報・洪水警報）を（洪水注意報・洪水警報）に切り替えます。
	3	1 石川の富田林市山中田町・金剛大橋水位観測所では（警戒水位・危険水位）（に達する・を超える・を大幅に超える）出水となる見込みですので各地とも（十分に注意・厳重に警戒）して下さい。
		2 石川の藤井寺市道明寺3丁目・玉手橋水位観測所では（警戒水位・危険水位）（に達する・を超える・を大幅に超える）出水となる見込みですので各地とも（十分に注意・厳重に警戒）して下さい。
	4	1 石川の富田林市山中田町・金剛大橋水位観測所では当分の間、（警戒水位・危険水位）（以上・程度）の水位が続く見込みですので各地とも（十分に注意・厳重に警戒）して下さい。
		2 石川の藤井寺市道明寺3丁目・玉手橋水位観測所では当分の間、（警戒水位・危険水位）（以上・程度）の水位が続く見込みですので各地とも（十分に注意・厳重に警戒）して下さい。
	5	1 石川の富田林市山中田町・金剛大橋水位観測所では危険水位を下回りましたが、引き続き各地とも十分に注意して下さい。
		2 石川の藤井寺市道明寺3丁目・玉手橋水位観測所では危険水位を下回りましたが、引き続き各地とも十分に注意して下さい。
	6	1 石川の富田林市山中田町・金剛大橋水位観測所では警戒水位を下回り危険はなくなったものと思われます。
		2 石川の藤井寺市道明寺3丁目・玉手橋水位観測所では警戒水位を下回り危険はなくなったものと思われます。
注意事項	7	_____付近では_____日_____時頃、石川がはん濫するおそれがありますので 厳重に警戒して下さい。
	8	今回の出水は_____年_____月の（台風第_____号・_____低気圧・_____前線・出水） （と同程度・を上回る）規模と見込まれます。
	9	今後の気象情報に注意して下さい。
	10	市町の広報、警察、地元防災機関からの情報に、十分に注意して下さい。
現況・予想文	11	石川の流域平均雨量 _____日_____時_____分から_____日_____時_____分までの_____時間の現況_____ミリ _____日_____時_____分から_____日_____時_____分までの_____時間の予想_____ミリ
	12	石川金剛大橋水位観測所の水位 _____日_____時_____分の現況_____メートル _____日_____時_____分の予想_____メートル
	13	石川玉手橋水位観測所の水位 _____日_____時_____分の現況_____メートル _____日_____時_____分の予想_____メートル
参考	14	金剛大橋水位観測所（富田林市山中田町） 危険水位 3.30m 警戒水位 2.00m
	15	玉手橋水位観測所（藤井寺市道明寺3丁目） 危険水位 5.00m 警戒水位 3.00m
	16	大和川水系石川の洪水予報発表状況 石川洪水（注意報・警報）発表中

〔問い合わせ先〕水位関係：大阪府都市整備部河川室 TEL.06-6944-7592

気象関係：大阪管区気象台技術部予報課 TEL.06-6949-6303

付図４ 洪水予報文例（大阪府および大阪管区气象台発表形式）

大和川水系石川洪水予報 第○号
平成○年○月○日○時○分
大阪府・大阪管区气象台 共同発表

種類

石川洪水警報 発表（切替）

【主文】

石川洪水注意報を洪水警報に切り替えます。

石川の富田林市山中田町・金剛大橋水位観測所では、危険水位を超える出水となる見込みですので、各地とも厳重に警戒して下さい。

石川の藤井寺市道明寺３丁目・玉手橋水位観測所では、危険水位を超える出水となる見込みですので、各地とも厳重に警戒して下さい。

【注意事項】

今回の出水は平成○年○月の台風第○号を上回る規模と見込まれます。

【現況・予想】

石川の流域平均雨量

○日○時○分から○日○時○分までの○時間の現況○○ミリ

○日○時○分から○日○時○分までの○時間の予想○○ミリ

石川金剛橋水位観測所の水位

○日○時○分の現況○.○○メートル

○日○時○分の予想○.○○メートル

石川玉手橋水位観測所の水位

○日○時○分の現況○.○○メートル

○日○時○分の予想○.○○メートル

【参考】

金剛大橋水位観測所（富田林市山中田町）

危険水位 3.30m 警戒水位 2.00m

玉手橋水位観測所（藤井寺市道明寺３丁目）

危険水位 5.00m 警戒水位 3.00m

大和川水系石川の洪水予報発表状況

石川洪水警報発表中

【問い合わせ先】

水位関係 大阪府都市整備部河川室

TEL . 06-6944-7592

気象関係 大阪管区气象台技術部予報課

TEL . 06-6949-6303

大和川水系石川洪水予報 第○号

平成○年○月○日○時○分

大阪府・大阪管区气象台 共同発表

種類

石川洪水警報発表

石川の富田林市山中田町・金剛大橋水位観測所では、危険水位を超える出水となる見込みですので、各地とも厳重な警戒をして下さい。

石川の藤井寺市道明寺3丁目・玉手橋水位観測所では、危険水位を超える出水となる見込みですので、各地とも厳重な警戒をして下さい。

資料 38 台風の基礎知識及び月別台風進路傾向図

(1) 台風の大きさと強さ

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速(10 分間平均) をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「強風域(風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲)」の半径で、「強さ」は「最大風速」で区分しています。

さらに、強風域の内側で風速 25m/s 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲を暴風域と呼びます。

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s (64 ノット) 以上 ~ 44m/s (85 ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85 ノット) 以上 ~ 54m/s (105 ノット) 未満
猛烈な	54m/s (105 ノット) 以上

大きさの階級分け

階級	風速 15 m / s 以上の半径
大型 (大きい)	500 km 以上 ~ 800 km 未満
超大型 (非常に大きい)	800 km 以上

台風に関する情報の中では台風の大きさと強さを組み合わせて、「大型で強い台風」のように呼びます。例えば「強い台風」と発表している場合、その台風は、強風域の半径が 500km 未満で、中心付近の最大風速は 33 ~ 43m/s あって暴風域を伴っていることを表します。

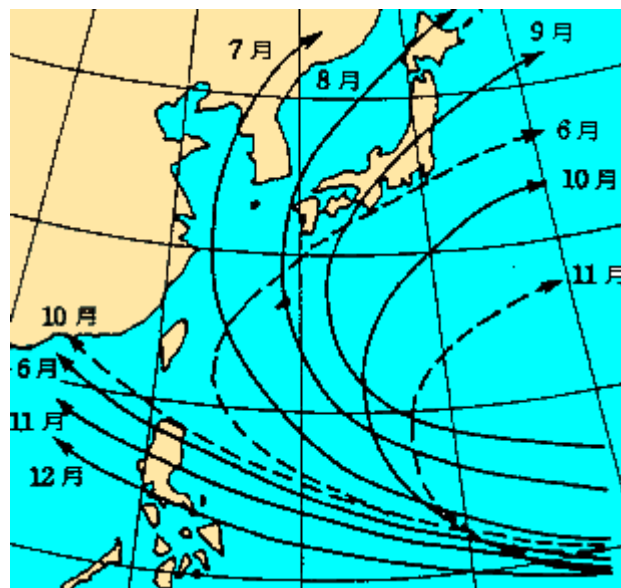
なお、天気図上では、暴風域を円形で示します。この円内は暴風がいつ吹いてもおかしくない範囲です。

(2) 台風の発生数、接近数、上陸数、経路

台風は 30 年間 (1971 ~ 2000 年) の平均で年約 27 個発生し、昭和 26(1951)年以降の台風の発生数の最多は 39 個 (昭和 42(1967)年)、最少は 16 個 (平成 10(1998)年) です。そのうち平均で約 3 個が日本に上陸しています。

また、上陸しなくても平均で約 11 個の台風が日本から 300km 以内に「接近」しています。上陸する台風だけが被害をもたらすものではありません。例えば、関東地方の南 (房総半島沖) を通過する台風は上陸しなくても関東地方に暴風や大雨をもたらします。

台風は、春先は低緯度で発生し、西に進んでフィリピン方面に向かいますが、夏になると発生する緯度が高くなり、下図のように太平洋高気圧のまわりを廻って日本に向かって北上する台風が多くなります。8 月は発生数では年間で一番多い月ですが、台風を流す上空の風がまだ弱いために台風は不安定な経路をとり易く、9 月以降になると南海上から放物線を描くように日本付近を通るようになります。このとき秋雨前線の活動を活発にして大雨を降らせることがあります。過去に日本に大きな災害をもたらした室戸台風、伊勢湾台風など多くの台風は 9 月にこの経路をとっています。



実線は主な経路、破線はそれに準ずる経路

(台風の月別の主な経路)

台風の寿命 (台風の発生から熱帯低気圧または温帯低気圧に変わるまでの期間) は 30 年間 (1971 ~ 2000 年) の平均で 5.3 日ですが、中には 19.25 日という長寿記録もあります。長寿台風は夏に多く、不規則な経路をとる傾向があります。

また、昭和 26(1951)年以後で上陸をみると、早いものは 4 月 25 日 (昭和 31(1956)年) に鹿児島県大隅半島へ、遅いものは 11 月 30 日 (平成 2 (1990)年) に和歌山県南部に上陸しています。

資料 39 羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱

制 定 平成19年 3月 5日

（設置）

第1条 羽曳野市域において大規模な地震が発生した場合における、ライフラインの確保等水道局及び下水道部が一体となって取り組む災害予防又は被害に対する応急対策を、羽曳野市地域防災計画に基づく羽曳野市災害緊急本部又は羽曳野市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）と連携をとりながら、迅速かつ効果的に実施するため、羽曳野市上下水道震災対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部役員をもって組織する。

2 本部長は、水道事業管理者をもって充て、本部を代表し、その事務を総括する。

3 副本部長は、下水道部長及び水道局長をもって充て、本部長を補佐し、本部長が事故あるときはその職務を代行する。この場合における職務代行順位は、下水道部長、水道局長の順とする。

4 本部役員は、水道局次長（技術管理者）及び下水道部副理事をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

（本部の設置及び解散）

第3条 本部は、気象台からの発表により羽曳野市域において震度5弱以上の地震が発生したことが判明した場合又は本部長が必要と認めた場合に設置する。

2 本部は、地震の発生又はそれによる被害の拡大のおそれが消滅し、かつ、災害に対する応急対応が概ね完了したと本部長が認めた場合に解散する。

（所掌事務）

第4条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

（1） 災害に係る情報の収集、分析等を行い、市災害対策本部及び関係機関と連絡調整をとること。

（2） ライフライン、避難場所等の状況調査及び緊急対応を行うこと。

（3） 市災害対策本部と協力して、円滑な災害対策の推進を図り、迅速かつ効果的な応急対策を実施すること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、別に定める羽曳野市上下水道震災対策本部行動計画書に規定すること。

（班及び事務局）

第5条 前条に規定する事務を遂行するため、本部に次の各号に掲げる班を置き、当該各号に定める事務を行わせる。

（1） 庶務班 本部の事務局となり、被害状況等の情報の収集、関係機関との連絡調整、

広報、物資調達等を行う。

(2) 給配水・復旧班 応急給水、応急復旧等を行う。

(3) 調査班 上下水道施設の被害状況の調査、応急対応等を行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

羽曳野市上下水道震災対策本部行動計画書

1. 目 的

この計画書は、羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱第4条第4項に規定する行動計画書について、必要な事項を定めるものとする。

2. 組 織

本部の組織は、次のとおりとする。

本部長	副本部長	本部役員
水道事業管理者	下水道部長 水道局長	水道局次長（技術管理者） 下水道部副理事

本部長に事故あるときの職務代行順位は、下水道部長、水道局長の順とする。

以下、組織構成は、水道局・下水道部職員全員で構成する。

3. 設置及び解散

(1) 設置基準

気象台発表により市域において震度5弱以上の地震が観測されたとき

その他、本部長（水道事業管理者）が必要と認めたとき

なお、本部は、羽曳野市役所別館4階に設置するものとし、下水道部長及び水道局長は速やかに所属職員に対し周知する。

(2) 解散基準

水道事業管理者が解散の判断をしたとき

4. 体制及び所掌事務

(1) 本部

本部の意思決定は、本部長、副本部長及び本部役員において、次の事項について方針を決定する。

本部の設置及び解散の決定に関すること。

応急給水及び応急復旧の方針の決定（上水）

緊急調査（第1段階）及び応急復旧（第2段階）の方針の決定（下水）

重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

府及び関係機関に対する応援要請に関すること。

各班長会議の召集に関すること。

以上のほか、重要な災害対策に関すること。

本部長：本市災害対策本部と兼務（水道事業管理者）

副本部長：本市災害対策本部と兼務し、本部長を補佐する（下水道部長）

副本部長：本部長を補佐する（水道局長）

本部役員：水道局次長（水道技術管理者）・下水道部副理事

(2) 庶務班：情報収集・外部連絡調整・援助要請・広報・物資調達

本部及び関係機関との連絡に関すること

被害状況等各種情報の収集整理に関すること

広報活動に関すること

庁舎及び資材管理に関すること

車両の確保及び配車に関すること

災害に伴う財政計画に関すること

要員の給食及び寝具に関すること

その他の庶務（事務局）に関すること

（３） 給配水・復旧班：応急給水・応急復旧

送受水担当

- １ 時間給水の計画及び実施に関すること
- ２ 水源施設の防災計画及び実施に関すること
- ３ 水源施設の災害調査及び報告に関すること
- ４ 水源施設の災害復旧作業に関すること
- ５ 関係機関との連絡調整に関すること
- ６ 災害地の水質検査及び対策に関すること

配水復旧担当

- １ 送配水管の災害調査及び報告に関すること
- ２ 災害地区の被害状況調査及び報告に関すること
- ３ 断水地区への送水系統調査及び緊急切り替え措置に関すること
- ４ 応急給水に伴う配水管洗浄作業及び水質確認に関すること
- ５ 送配水管及び給水装置の応急修繕に関すること
- ６ 指定給水装置工事事業者の非常招集及び指揮監督に関すること
- ７ その他施設関係に関すること

給水担当

- １ 給水活動に関すること
- ２ 応急給水計画の作成に関すること
- ３ 時間給水計画及び実施に関すること
- ４ 断水地区への応急給水作業に関すること
- ５ 応急給水車への指揮監督に関すること

（４） 調査班：下水道施設の被害状況の調査及び緊急対応

重要な管渠の調査及び報告に関すること

避難所・避難施設等の排水設備の被害状況の調査に関すること

その他の幹線管渠の調査に関すること

災害地区の被害状況の調査および報告に関すること

被害状況を情報班に報告に関すること

下水道管渠の緊急的な対応処置の指揮監督に関すること

段階的な下水道管渠の調査の実施に関すること

5 . 拠点・場所

(1) 本部及び各班

本部、庶務班、給配水復旧班（送受水担当以外）及び調査班：市役所別館 4 階フロア内
給配水復旧班（送受水担当）：水道管理センター（石川浄水場）

(2) 給水拠点

施 設 名	住 所	電 話 番 号
石 川 浄 水 場	古市 3 - 1 0 - 4	9 5 8 - 2 3 1 8
壺 井 浄 水 場	壺井 1 5 4 - 1	9 5 8 - 2 3 2 8
伊 賀 受 水 場	伊賀 3 - 1 7 - 1 0	9 5 5 - 0 1 9 6
西 浦 受 水 場	西浦 6 - 4 6 5 - 3	9 5 8 - 2 3 2 9
羽 曳 山 配 水 場	はびきの 2 - 8 - 2 0	9 5 8 - 2 3 3 8
低 区 第 1 配 水 池	西浦 6 - 8 1 - 3	—
低 区 第 2 配 水 池	学園前 1 - 5 - 1 2	—
中 区 配 水 池	羽曳が丘西 1 - 1 - 9	—
壺 井 配 水 池	古市 2 2 7 1 - 1 1 9	—
高 区 配 水 池	羽曳が丘 9 - 2 9 5 - 8 6	—

その他、必要に応じて消火栓等応急給水可能な場所

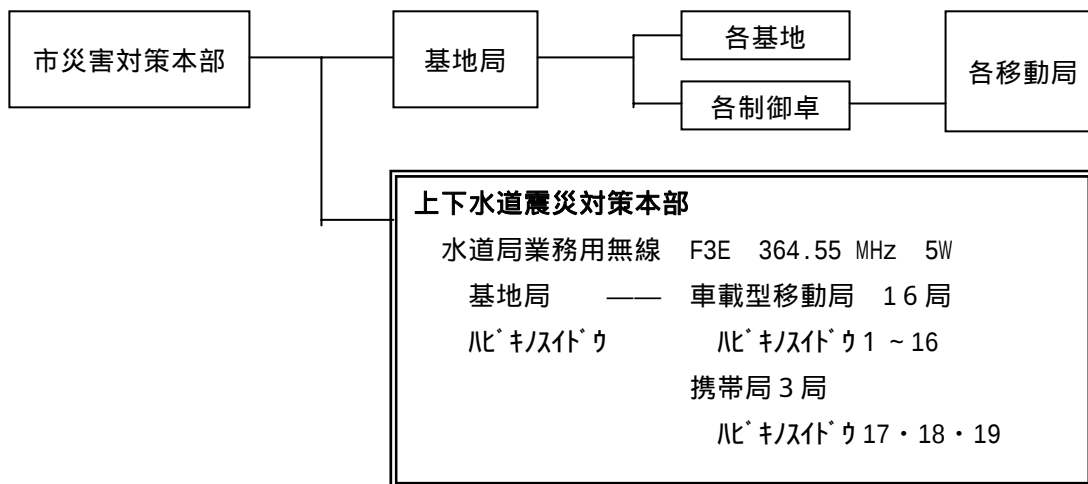
(3) 下水道部拠点（現地・避難所）

施 設 名	住 所	電 話 番 号
碓 井 ポ ン プ 場	碓井 3 丁目 3 8 8 - 1	9 5 5 - 5 6 0 0
恵我之荘中継ポンプ場	恵我之荘 2 丁目 1 0 - 2 0	—

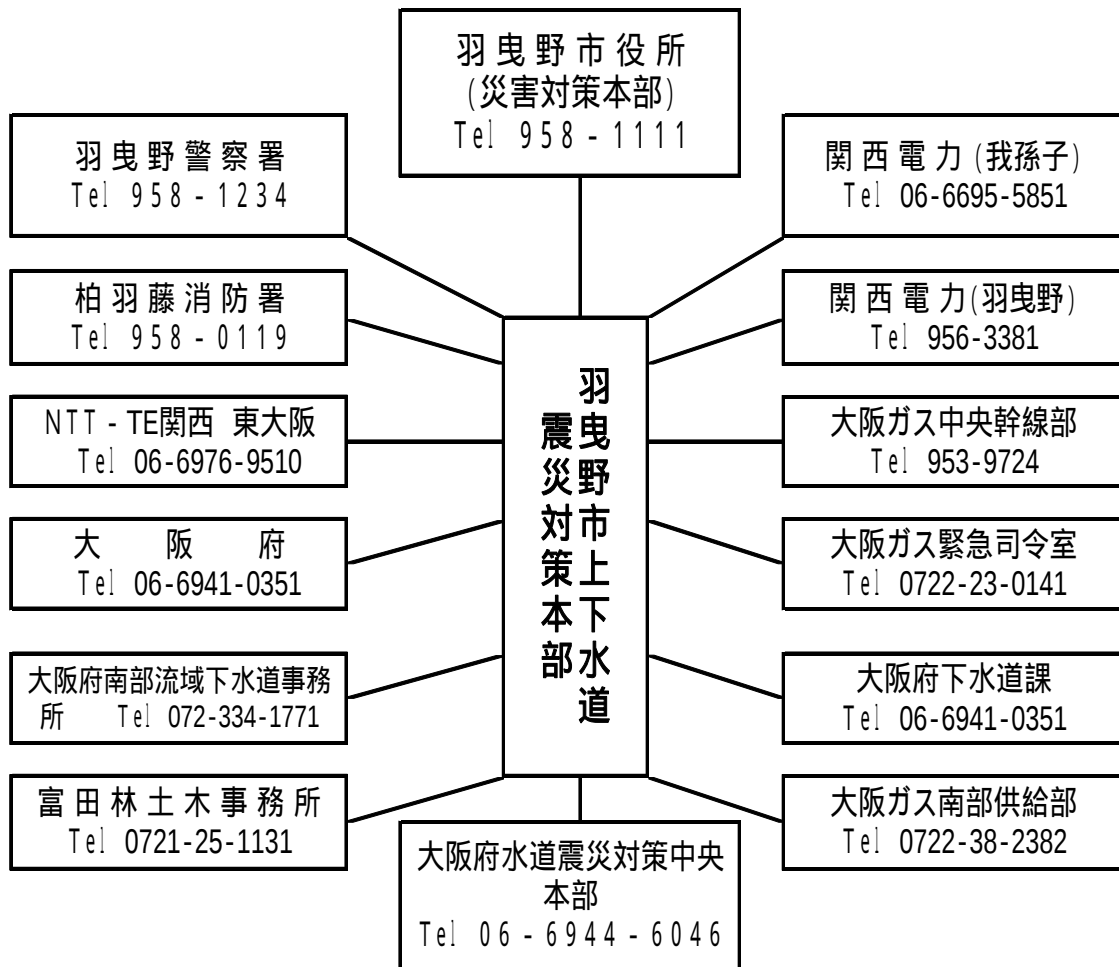
6 . 情報連絡体制

1. 情報連絡の手段には、有線系の一般公衆電話回線、専用回線、携帯電話、無線系の業務用無線、防災行政無線がある。
2. 震災後の混乱期は、有線系の使用は困難で、無線系に頼ることになるが、実際に使用する無線は水道局業務用無線及び大阪府防災行政無線となる。
3. 羽曳野市地域防災無線（移動系）及び水道局無線の系統図は次のとおりとする。

< 羽曳野市地域防災無線（移動系）及び水道局無線の系統図 >

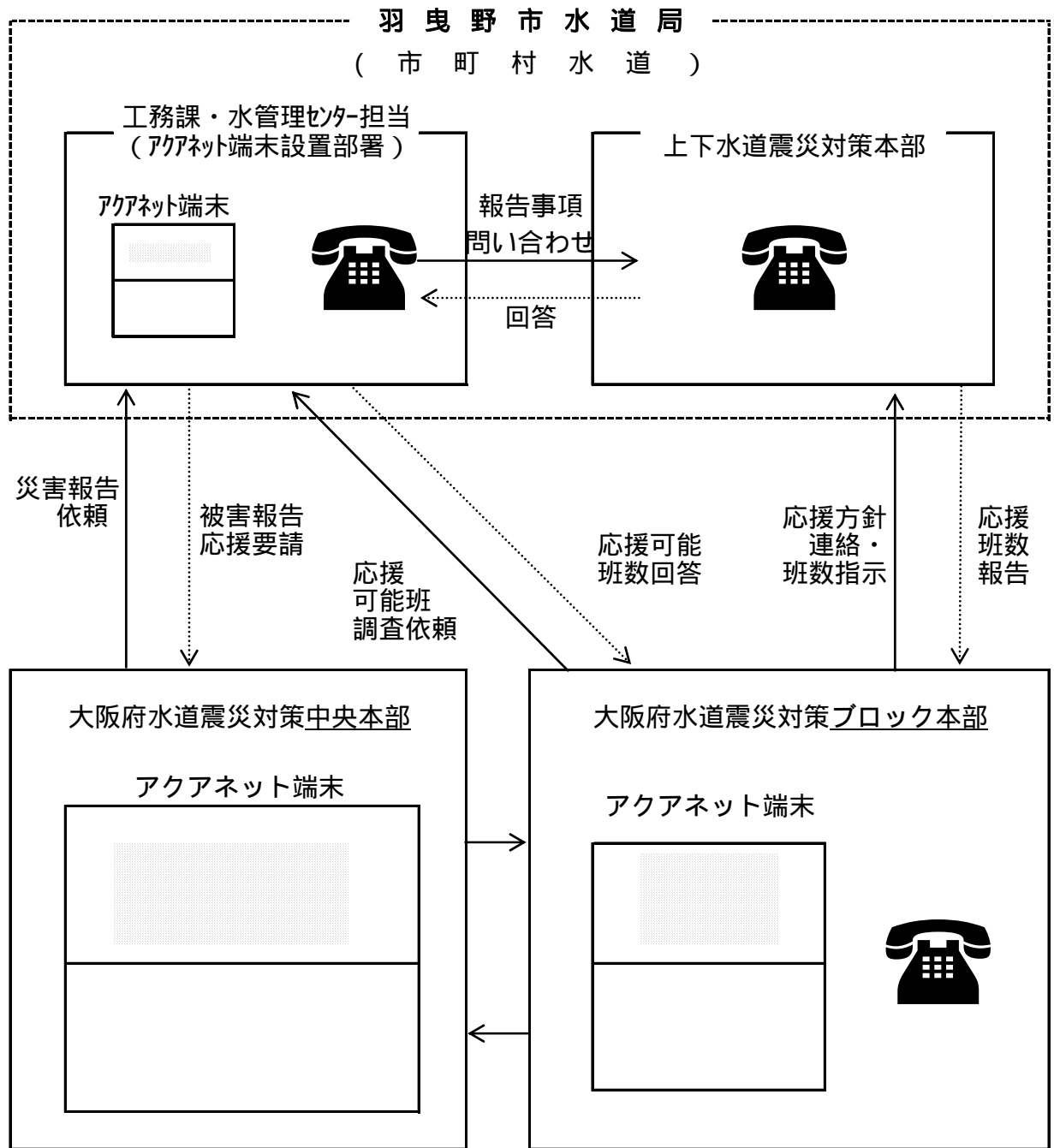


関係機関（情報収集）連絡体制



富田林市上下水道部	TEL 0721-25-1000 FAX 0721-25-7444 無 8-514-420(危管)	大阪狭山市水道局	TEL 072-366-0011 FAX 072-366-0034 無 8-531-865(中継)
藤井寺市水道局	TEL 072-939-1111 FAX 072-939-7036 無 8-526-4310	太子町建設部上下水道室	TEL 0721-98-5536 FAX 0721-98-5175 無 8-540-220
松原市上下水道部	TEL 072-334-1550 FAX 072-332-3340 無 8-517-2652	河南町水道局	TEL 0721-93-2500 FAX 0721-93-4691 無 8-541-161
柏原市上下水道部	TEL 072-972-1501 FAX 072-973-0100 無 8-521-2463(中継)	千早赤阪村上下水道課	TEL 0721-72-0081 FAX 0721-72-1880 無 8-542-430
河内長野市水道局	TEL 0721-53-1111 FAX 0721-53-1152 無 8-516-604	大阪府水道部 南部水道事業所 (防災行政無線表示)	8-260-418-311 ~ 314 FAX 8-260-418-230

アクアネット大阪情報連絡体制



注) アクアネット大阪の繋がっていない市町村との連絡はFAXないし電話連絡とする。

6．応援協定等

本部において被害状況から市内部で応急対応が不可能な場合、必要な人員等の概数を検討し、各協定に基づき市域外からの応援受け入れを決定する。

(1) 共通

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定 (H8.7.18)

近畿 2 府 7 県震災対策相互応援に関する協定 (H8.2.26)

災害相互応援協定書 (H7.8.28 : 中河内地域・南河内地域 13 市町村)

(2) 水道局

大阪府水道震災対策相互応援協定書 (H9.3.31)

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定 (H9.7.10)

なお、及び は、今後、整合を図る予定をしている。

(3) 下水道部

下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ (H18.8.4)

(4) 確認及び留意事項

関係団体との支援本部の設置要領

応援隊が使用する各種図面書類、道路地図等

応援要請する資機材、人員規模等内容

応援隊の基地、宿泊・給食施設の確保

応援活動計画 資機材の確保・利用、作業・役割分担、情報連絡等

7．資機材

(1) 水道局

名称	規格等	計画数	単位	現保有数	備 考 欄
給水タンク車	2 m ³ ・ポンプ付	2	台	0	2 m ³ タンク
緊急用臨時給水栓		44	基	8	地区数
緊急時用浄水装置		2	台	0	プール等利用
非常用給水袋	総数	47000	袋	—	世帯数
	10ℓ		袋	840	
	6ℓ		袋	460	
	5ℓ		袋	10000	
給水タンク	1.5 m ³ 車載用	1	個	1	
ポリエチレンタンク	総数	33	個	—	軽自動車載用
	500ℓ	27	個	5	避難所・病院用
	300ℓ	5	個	3	軽自動車載用
	300ℓポンプ付	1	個	1	
衛星携帯電話		3	台	0	
発電機	水中ポンプ対応	5	台	1	
	普通	1	台	1	
水中ポンプ	10mホース	5	台	0	
エンジンカッター		3	台	1	
投光器	300W	10	機	0	

名称	規格等	計画数	単位	現保有数	備 考 欄
コードリール	アースプレーカー付	5	台	0	小型発電機用
ポリ容器	20ℓ	60	個	60	運搬・手提げ
非常用飲料水	490ml(府水)	47000	本	10320	世帯数
無線機	車載用(移動局)	16		16	
	携帯用(携帯局)	3		3	
携帯電話		3		3	
残留塩素測定器	デジタル	20	台	12	
酸素測定器		3	台	1	
送風機		10	台	3	
ハルブ開閉器		30	セット	23	
燃料	ガソリン	100	リットル		
立看板	給水所案内用	10	枚		
懐中電灯	各作業用	40	個		
乾電池	各種		個		
ビデオカメラ	記録用	1	台		

(2) 下水道部

材料名称	形状等	数量	単位	現保有数	備考欄
黒板・ホワイトボード		6	枚	0	
チョーク類・マジック				0	
コンベックス		6	個	0	
現場用カメラ	(デジタル含)	6	個	4	
ビデオカメラ		2	個	0	
調査記入用紙		6	一式	0	
筆記用具一式		6	一式	0	
画板		6	枚	0	
下水道台帳・竣工図	6地区分	2	部		
住宅地図		6	冊	0	
管渠調査用ミラー		6	個	5	
ライト(電池含)		12	個	0	
パール		6	本	2	
つるはし		6	本	2	
ハンマー		6	個	2	
鉄蓋開け		6	本	6	
エスロン製巻尺		6	個	4	
カラーコーン		30	個	0	
クラックスケール		6	個	0	
ポール		12	本	2	
酸素及び硫化水素測定器一式		6	機	1	
送風機		3	台	1	
発電機		3	台	2	
投光機		3	台	1	
トランシーバー		6	セット	1	

材料名称	形状等	数量	単位	現保有数	備考欄
携帯用無線機	(子機)	6	台	0	
なわはしご		6	個	0	
スケートボード		1	台	0	
バリケード		12	台	0	
規制看板		12	台	0	
とらロープ	50m	6	巻き	0	
水中ポンプ		6	台	0	
土嚢					防災より
ゴム手袋		18		0	
アンギラ		18		0	
折りたたみバケツ		6		0	

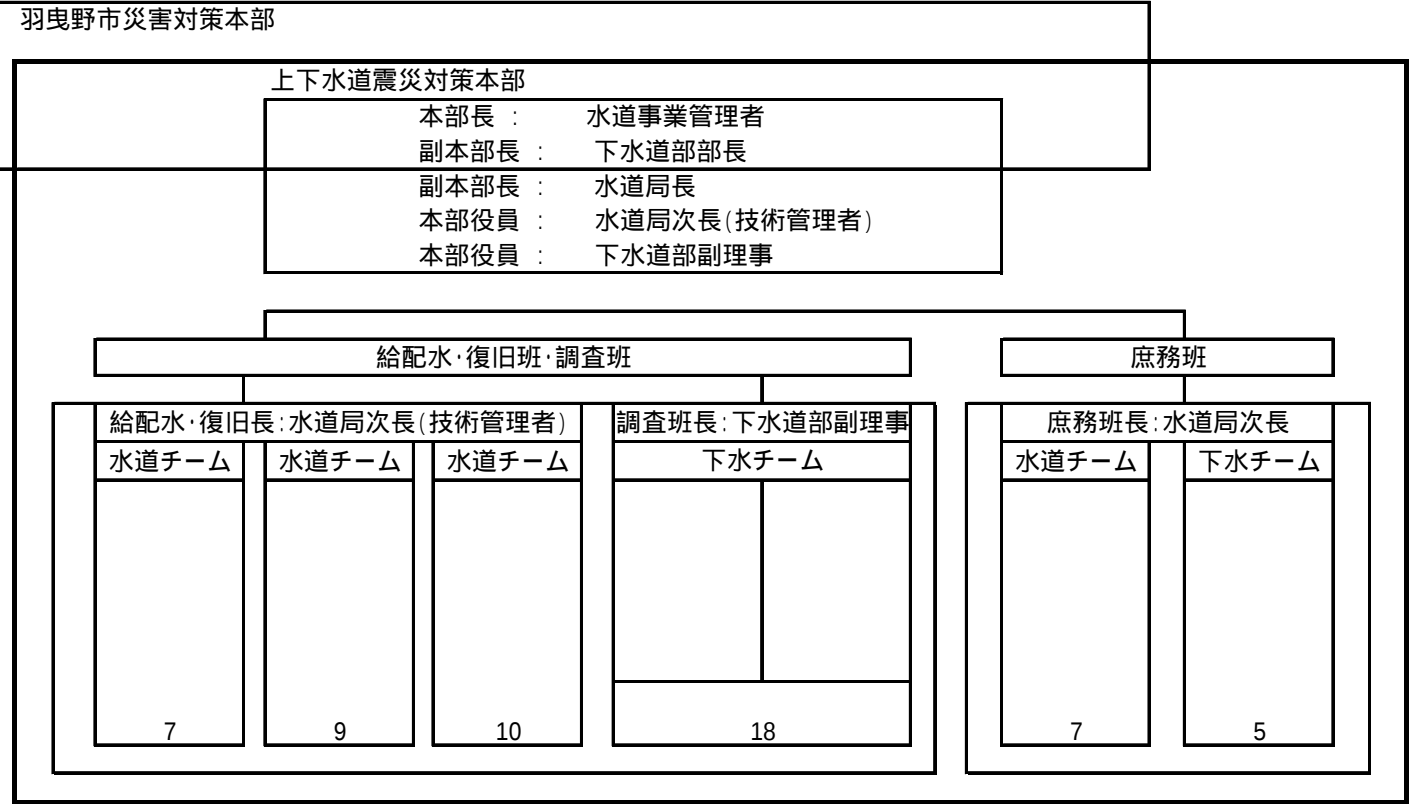
8．体制の整備・改善

本行動計画は、地震発生時の上下水道ライフライン確保のため、応急対策を迅速かつ効果的な実施するためのものであり、日常より訓練をはじめ体制整備等の効果的な目的を達成するための改善を積極的に行うものとする。

震災発生直後～

(上水道確保を最優先とする)

	調整年月日



上水道確保が最優先であるが、災害対策事務文書掌握におきまして下水道部分担の中に、河川・土砂災害等の被害状況その他応急復旧に関することと明記していますので、市対策本部に5名の人員を配置するため下水道部局の人員が25名(担当23名)となります。

河川・土砂災害等の5名

なお、地震発生直後、調査班は給配水班・復旧班とともに給水活動を優先し、発生後3日目以降は、上下水道施設の調査及び緊急対応を行う。

1. 応急給水【給水担当】

水道における震災対策の根本は、市民の生命を預かる水の安定給水であり、被災当初の飲料水、日増しに必要となる生活用水など、震災後必要となる水量を確保する。

(1) 応急給水計画

断水地区及び断水人口概数等の把握及び各種情報に基づき応急給水計画を立案する。

当初は、給水拠点施設よりタンク車等により、断水地区への運搬給水を実施する。

復旧状況に応じ、消火栓等より緊急用臨時給水栓を設置し、運搬距離を短縮する。

各戸に仮設給水栓を設置し、給水可能とする。

また、病院、避難所等、特に重要な施設に対しては、優先して給水するなど十分に配慮する。さらに、市民に確実に水が届けられるよう各自治会等地域組織と連携する。

(2) 必要給水量



(3) 給水拠点 (10 施設)

5.(2)で示すとおり10箇所とし、被災状況に応じて、使用可能な消火栓又は大阪府あんしん給水栓(府営水道のあんしん給水栓取扱要領参照)等を活用する。

(4) 給水方法

被害状況、断水状況により運搬給水、拠点給水、仮設給水及びこれらを組み合わせた方法で実施する。

運搬給水：給水車等により飲料水を運搬し、直接住民に給水する方法で、断水区域が小規模である場合に有効である。この方式は、車両が通行可能であることが前提である。

拠点給水：被害が大きく、断水区域が広範囲に及ぶ場合に有効であり、配水池や浄

水場を給水拠点として緊急用臨時給水栓等を活用し地域住民に給水する。

避難所等への給水：優先して給水が必要な病院、避難所等に対し、必要に応じ給水タンク（500 リットル）を設置し、飲料水を搬送し、そこを給水拠点として給水する。

仮設給水：通水可能な配水管の消火栓上に緊急用臨時給水栓を設置し給水する。

各戸給水：状況に応じて給水装置の修繕あるいは、宅地内に給水栓を設置することにより各宅地内で給水可能な状態に復旧する。

（５）応急給水用資機材の確保

応急給水用資機材は、平常時から必要量を確保するものとする。また、これらは定期的な点検、整備を行うものとする。

タンク（20 リットル～2 m³）

車両（広報用マイク付き）

給水袋

緊急用臨時給水栓

バルブ開閉器

水質試験器具等

案内用立看板

（６）水質の安全対策

応急給水の水質の安全対策として、におい、味、温度、残留塩素濃度等を確認する。

（７）広報活動

応急給水時の広報は、広報車等により給水場所及び給水時間を知らせる。

２．応急復旧【送受水担当】【配水・復旧担当】

（１）緊急配水調整

被害状況把握により、配水系等毎に可能な限り送水し、被災管路区間は仕切弁閉止し、迂回送水する。

浄送配水施設、管路からの漏水による二次災害を防止する処置をとる。

浄送配水施設が被災し、送水不可の場合は、必要最低限度の水を確保するため、緊急措置として府営水道の直送を行う。

備蓄水を貯留している配水池の流出側配管を閉止した緊急遮断弁は、状況判断として必要な時期に手動開とし通水する。

漏水している給水装置は、止水栓閉止する。

（２）応急復旧計画

施設被害報告及びその後の被害調査結果等による給水可能地域と断水地域を把握し、緊急配水調整と併せて応急復旧計画を立案する。

（３）復旧順序

復旧に際しては、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、水運用状況を考慮して有効な管路から順次行う。

復旧順序は、導水管、浄送配水施設、配水幹線、配水管、給水管とする。

水源から浄水施設に至る給水能力の確保を図るとともに、送配水幹線から応急給水

における給水拠点、病院、避難所等側に重要な施設までを優先して復旧する。ついで配水管から給水装置の順で復旧する。

導水管路

取水施設から浄水施設までの導水管及び府営水配水管分岐から受水場までの受水管路は、早期に優先して修理に着手し、水量確保する。

浄送配水施設

- ・受配電設備

停電した場合には非常用自家発電設備の稼動とともに制御電源を確保し、水運用を確認できるよう早期に復旧させる。

- ・配水池等池状構造物

水槽の伸縮目地、構造物出口の配管部等からの漏水については、修理規模を判断して修理が必要な場合は、早期に復旧させる。

- ・電気計装設備

電気制御が不可の場合は、無停電電源設備の保持期間内に早期に復旧させる。

- ・送水管

各送水管を通水し、漏水調査後、判明した漏水箇所を修理する。

配水幹線

各配水系統毎に配水幹線上流部から下流へ順次「状況に応じて適当に区分した区間」を通水し、漏水調査後、判明した漏水箇所を修理する。

配水管

配水幹線の復旧後に順次、配水管の復旧に入る。復旧方法は、配水幹線と同様に行う。

給水管

給水装置の修繕あるいは、各戸に仮設の給水栓を1栓設置する。

(4) 復旧工法の指定

配水管等の補修工法は、維持管理が容易なように局指定の工法により補修するものとする。局指定の工法は、局の工事仕様書によるものとする。

(5) 応急復旧用資機材及び置き場の確保

応急復旧に使用する本市水道局の備蓄以外の配水管材料の調達は、「大阪府水道震災対策中央本部」に要請するものとし、大口径管については、製造メーカーに協力要請を行う。

応急復旧工事作業は、「羽曳野市指定給水装置工事事業者」に建設機械、資材を含め協力要請する。

大規模な災害時には「配水・復旧担当」は、応急復旧の全体の指揮を担当し、応援市の職員及び施工業者に応急復旧作業を担当してもらう。

応急復旧用資機材の確保は、外部調達を基本としながら、補助的に提供可能な必要最小限度の確保に努める。

- ・管補修資材・仮設配水管・埋戻資材・ダンプカー・投光器・発電機・管接合工具・

切断機・掘削機・コンプレッサー・ブレーカー・水中ポンプ・転圧機・バルブ開閉器・水圧計

応急復旧用資機材置き場

配管類、建設機械、ダンプカー、山土、残土、砕石等の置場は、低区第1配水池場内とする。

(6) 応急復旧工事の記録整理

応急復旧の作業記録は、復旧・管理図面の整理、災害査定、費用負担等の基礎資料になるので復旧に合わせて、作業報告書を整理する。

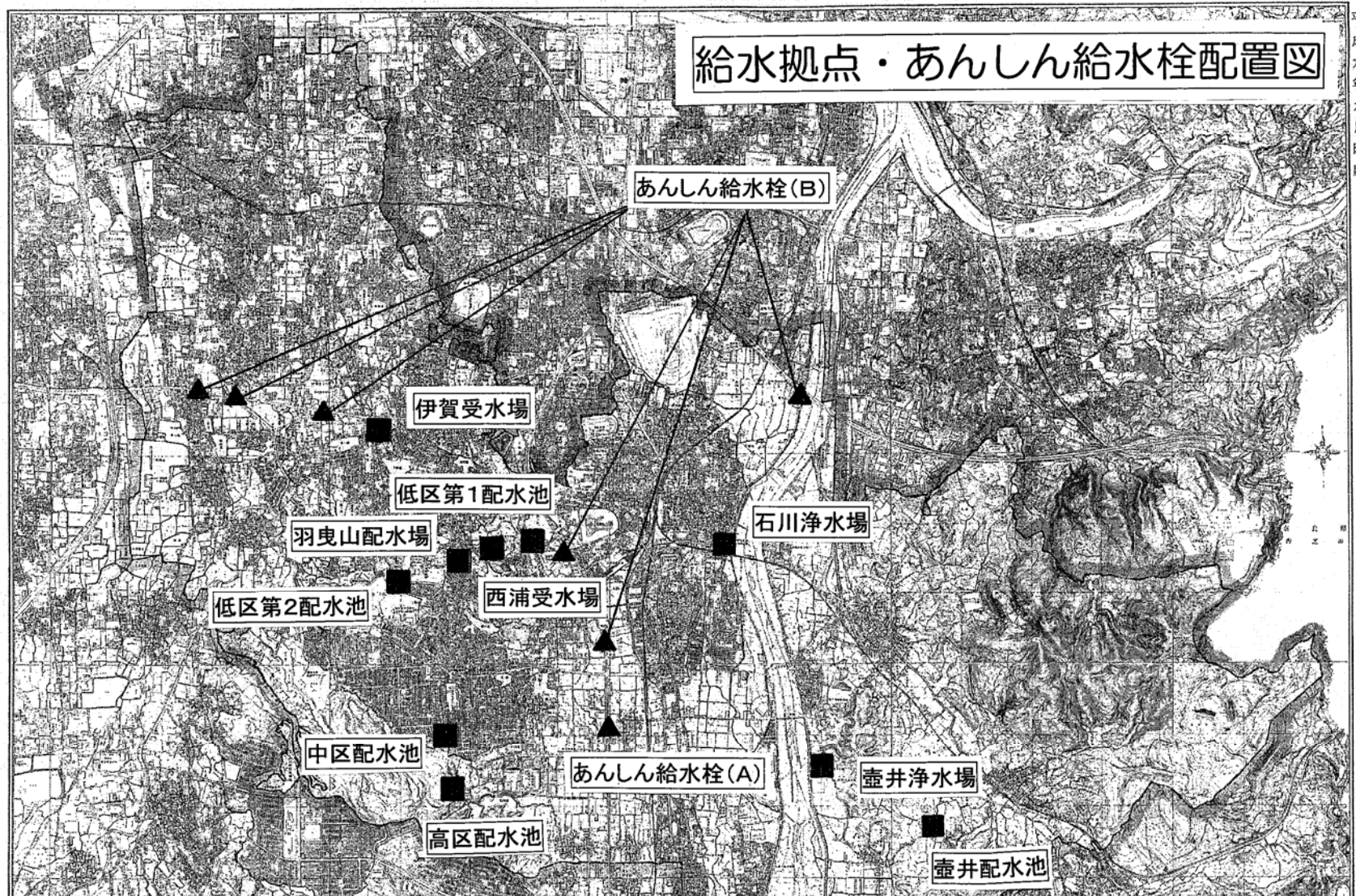
3. 下水道施設調査【調査班】

別途調査班行動マニュアルによる

イメージ画像（タンク車・緊急用臨時給水栓）



給水拠点・あんしん給水栓配置図



平成六年九月印刷

羽

調査班行動マニュアル

地震発生

初動体制

参集時(登庁途中)において、人命救助は最優先
多少遅れても、OK

参集次第、随時調査班・情報班を構成し、出勤

参集場所・参集時持参品の詳細は、上下水道防災マニュアルで！

調査班(3人/班) 体制

同時に庶務班(情報収集等)にも人員を確保

A地区

B地区

C地区

D地区

E地区

F地区

避難所からの重要な幹線の確保と排水設備の確認

避難所において下水道施設が使用可能か否か、及び給水の是非を
調査し、上下水道震災対策本部へ報告。仮設トイレ等の設置を依頼。

庶務班

- ・羽曳野市災害対策本部との連絡調整
- ・調査班との連絡担当
- ・被害状況の整理担当
- ・業者・資材の手配担当
- ・広報担当
- ・外部との連絡体制(参考資料 として添付)

第一段階の調査項目

下水道施設の使用が可能かどうか

排水設備の補修だけで下水道施設が使用可能になる

下水道施設が利用可能となるためには
長期間必要である

早急なる業者
と資材の手配
をし、対応する

貯留施設を確保し、下水道
施設を使用可能な状態に
する

上水道不通によるトイレ
使用不可の場合

OK

使用不可能

避難所からの重要な管渠の確認及び対応後 **2次調査** に入る

市災害対策本部へ依頼

6地区

A地区

丹比小学校
丹治はやプラザ
丹比荘病院
はびきのコロセアム
支所
恵我之荘小学校
高村病院

B地区

高鷲小学校
高鷲北小学校
高鷲中学校
陵南の森

C地区

豊川病院
羽曳野中学校
埴生小学校
青少年児童センター
高鷲南小学校
高鷲南中学校

D地区

LICはびきの
峰塚中学校
羽曳野病院
埴生南小学校
河原城中学校
MOMOプラザ
羽曳が丘小学校
西浦小学校・市民体育館

E地区

羽曳野市役所
藤本病院
菅田中学校
白鳥小学校
古市小学校・市民会館
西浦高校

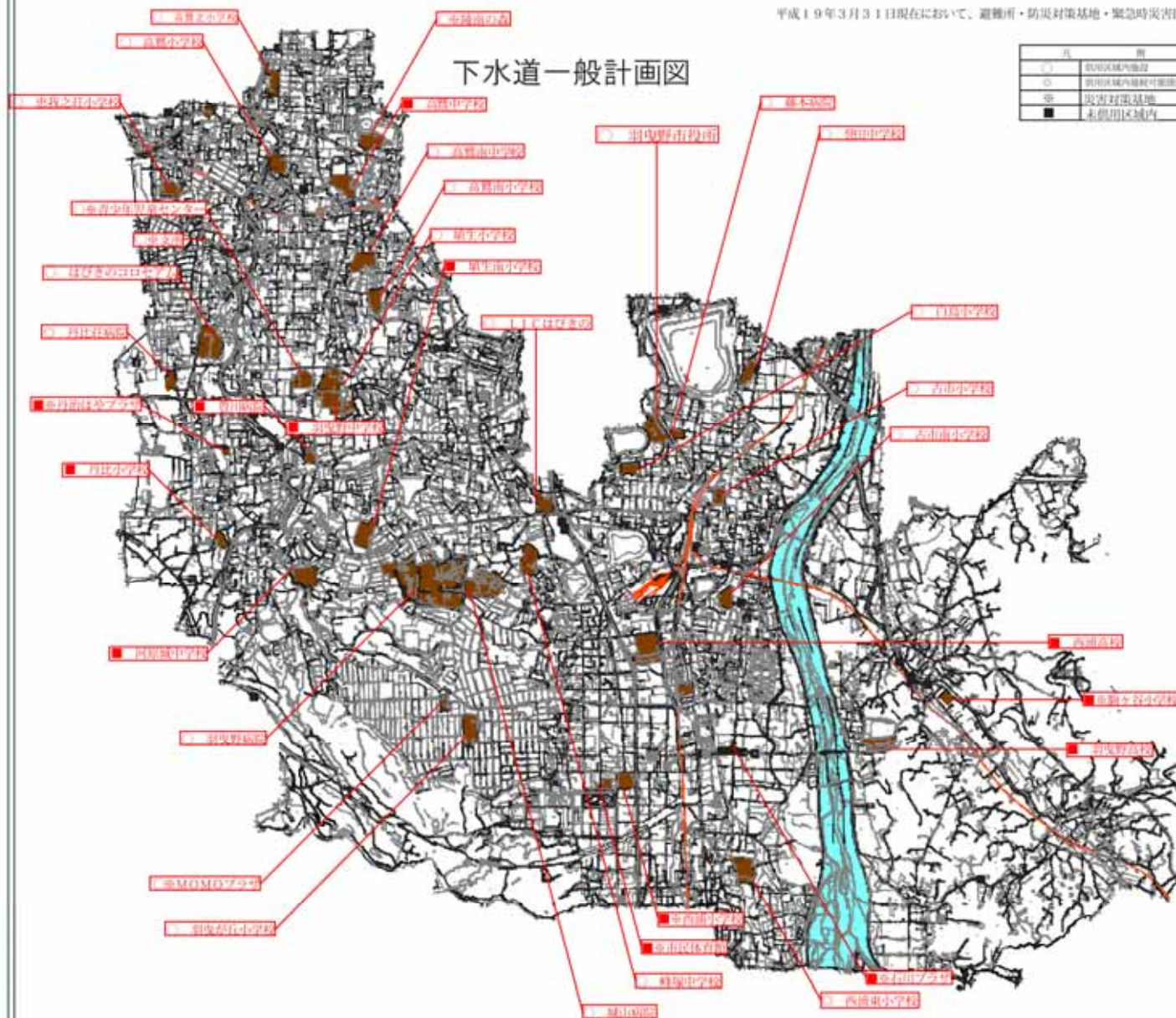
F地区

城山病院
古市南小学校
西浦東小学校
駒ヶ谷小学校
羽曳野高校
石川プラザ

対象は、平成19年3月31日現在において、供用開始区域内の避難所・防災
 対策基地・災害医療機関。

： 災害対策基地
 斜字 ： 供用区域内接続可能箇所
 アンダーライン ： 未供用区域内箇所

图 例	
○	震中
○	震中位置
※	震害调查点
■	震害调查点



<参 考 資 料>

資料 39-1：羽曳野市上下水道震災対策本部行動計画書

資料 39-2：給水担当。送受水担当、配水・復旧担当の資料

資料 39-3：調査班行動マニュアル

羽曳野市地域防災計画
資料編

平成19年 3月 制 定

平成19年 9月 改訂発行

発 行 羽曳野市防災会議

編 集 羽曳野市市長公室 危機管理室

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号

電 話 072 - 958 - 1111 (代表)

印 刷 国際航業株式会社